

令和4年第10回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年9月1日（木）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （開 議） 令和4年9月2日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

1 番 向 田 清 一 君

2 番 安 竹        正 君

3 番 光 岡 美 里 君

4 番 主 枝 幸 子 君

5 番 奥 村 富士雄 君

6 番 柚 木        喬 君

7 番 出 下        孝 君

8 番 瀧 野 純 敏 君

9 番 大 田 直 樹 君

10 番 中        雅 洋 君

11 番 中 川 ゆかり 君

12 番 川 本 英 輔 君（議長）

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町            長

吉 田 隆 行 君

副   町   長

岡 村        恒 君

教   育   長

枝 廣 泰 知 君

技            監

鈴 木        晃 君

情 報 政 策 監

鳴 川 雅 彦 君

総 務 部 長

車 地 孝 幸 君

民 生 部 長

藤 本 大 一 郎 君

教 育 次 長

坂 本 孝 博 君

総 務 課 長

西 谷 伸 治 君

企画財政課長

山 本        保 君

税務住民課長

松 谷 展 裕 君

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 宮 本 隆 一 君 |
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 三 戸 浩 司 君 |
| 都市計画課長     | 川 上 宏 規 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梶 谷 政 博 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

|       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 「一般質問」                               |
| 日程第 2 | 議案第60号 | 「令和 3 度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」          |
| 日程第 3 | 議案第61号 | 「令和 3 年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第 4 | 議案第62号 | 「令和 3 年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 「令和 3 年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第 6 | 議案第64号 | 「令和 3 年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前 1 0 時 0 0 分)

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。定例会２日目というところでございますが、気象状況を心配しておったんですが、今日何とか進行ができそうであります。来週はまたいろいろあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席の皆様には、コロナ禍の中、出にくいところをようこそおいでいただきました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は１２名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、１０名から１１問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許しますが、なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は５問までといたします。

４番主枝幸子議員から「小屋浦地区の定住対策について」質問願います。

主枝議員。

○４番（主枝幸子議員） 「小屋浦地区の定住対策について」お伺いします。

町長施政方針に「小屋浦地区においては近年少子高齢化に伴い人口減少が顕著で、これに歯止めをかけることが喫緊の課題であり」とあり、また、「令和２年４月から子育て支援住宅の使用料を引き下げ、子育て世帯の入居促進に努めるなど人口増に向け取り組んでおります。」とありますが、しかしながら、入居促進につながっていないのが現状です。若者の定住には子育て支援住宅を最大限活用することが重点施策と考えます。

今後も若者世代を中心としたさらなる定住対策の促進に努めていただきたいと思いますと考えますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区の定住対策について」お答えをいたします。

坂町有住宅の子育て支援住宅につきましては、平成２８年度に取得した町有住宅の空室を平成２９年度に子育て世帯が入居できるように６５戸の全面改修を行い、現在、１２戸が入居中でございます。

平成30年度末の入居は2戸でしたが、平成31年3月の入居期限の延長と令和2年4月の住宅使用料の引下げを受け、15戸の新たな入居があったところでございます。

令和3年度には住民の要望を受け、ベビーカー等が収納できる倉庫を新設をするなど、行政としても様々な対策を行っておりますが、子育て支援住宅の入居が伸び悩んでいることにつきましては、苦慮いたしておるところでございます。

今定例会で議決をいただきました入居資格の緩和につきましては、入居希望者などからの御意見を頂き行ったものであり、町といたしましても、今後も引き続きこうした御意見を頂きながら、入居促進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 答弁にありましたが、65戸の整備をして、15戸の入居、家賃にしておおよそ月180万円、年間2,200万円くらいの家賃収入がありません。そこで、多くの方に入居していただくには、周知方法が大事であると以前も質問を行いました。その際には、広報さか掲載、坂町ホームページを活用した広報を行っているということでしたが、子育て支援住宅の入居募集についてさらに幅広く周知し、入居者を増やすためにどのような広報戦略を考えているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

広報さか、あるいはホームページ以外に周知の方法はないかということでございますが、SNSでございます坂町公式LINEやホームページでございますフェイスブック等を利用して周知を図り、入居の促進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） その戦略で入居者が増えればいいですねと思います。

それと、それから子育て世代に入居を促すには、これも以前質問しましたが、広報とともに住環境の整備、また、大事なもので、町は昨年度までに子育て支援住宅用に物置の設置や建物全体の排水管工事を実施するなど、施設の環境整備に取り組んでられました。これから倉庫の設置や排水管の更生は施設の整備、いわゆるハードの部分についての住環境の整備ですが、一方、近年、スマートフォンの普及など、入居者

である子育て世代の若い世代には、インターネットの整備環境も入居を決めるときの主要な判断材料になっていると思いますが、そこで、坂町有住宅のインターネット整備環境はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

インターネットの環境整備のことについてでございますが、高速インターネット回線を共同住宅に配線する場合、各戸への配線が必要となり、配線を挿入する空管の設置工事が必要となることから、町で環境を整備することは難しいと考えております。必要な場合は、モバイルWi-Fiルーター等の設置をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） ですが、マンションとか賃貸住宅ではインターネット整備環境が整っている物件が何か選ばれる要素にもなっております。これからオンライン、リモート授業なども考えられますので、これは大事なことと思いますが、いま一度、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 先ほども申しましたように、高速インターネット回線を共同住宅に配線する場合、空管の工事などが必要となることから、町で環境を整備することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 懸垂幕が、現在、下ろしているほうが、年間にしたら3分の2以上は下ろしていると思います。聞いてみたら、風の影響などで大きな音がするから迷惑をかけるなどでした。でも目に訴える、アピールするということは大事なことで私は思います。

そこで、例えば、私は昭和人間ですから、アドバルーンなんかが上げられていたら、すごい目を引きました。今頃は規制があるからどうなんかなと思いますが、とにかく目に入ることが大事だと思いますので、懸垂幕を下ろしていることで、まだほかに目にアピールするような、ほかに何か考えがあればお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

懸垂幕についてでございますが、幕が固定されておらず、強風時に町有住宅に懸垂幕が接地し、騒音が出るということで苦情が出ており、天候を見て懸垂幕の上げ下げをしている状態でございます。

アドバルーンについてでございますが、幹線道路である国道31号やJR呉線が並走して走っていることから、気球に何らかの異常があった場合、主要交通に損害を与える可能性があり、現実的でないと考えておりますが、先ほども議員がおっしゃいましたように、幹線道路である31号がありますから、何かドライバーの視覚に訴えるような看板については、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） その検討するのに当たって、早く検討、実施してほしいと思います。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないんですか。

○4番（主枝幸子議員） はい、結構です。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「町内公共施設トイレ環境のさらなる改善を」について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「町内公共施設トイレ環境のさらなる改善を」についてお伺いします。

町内には坂町役場をはじめ、図書館、各ふれあいセンターや町民センター、町民交流センターや各地域にある避難所・避難場所など、様々な場所に公共施設があります。

それらのうち、町が管理運営している施設について、より誰もが使いやすく、みんなに優しいまちづくりのためにも、トイレ環境について以下のことをお伺いします。

1、公共施設の全ての多目的トイレにおいて、オストメイト対応トイレの設置が必要では。

2、公共施設の男性用トイレにおいて、サニタリーボックスの設置が必要では。

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を腹部に造設し、パウチと呼ばれる排せつ物をためる袋を使用している方のことで、専用のオストメイト対応トイレでの排せつ物

の処理が必要とされています。

オストメイト対応トイレについては、特に災害時の避難所利用において不安の声が聞かれるところですが、令和4年8月3日現在、町指定の災害時避難所にある多目的トイレには、オストメイト対応トイレやオストメイト対応器具の設置があるのは3か所のみとなっています。

また、男性用トイレへのサンタリーボックスですが、膀胱がん、前立腺がんの手術を受けた方や、高齢などで頻尿や尿漏れ等により尿漏れパッドやおむつを使用する方のために、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置する動きが広がってきているところですが、令和4年8月3日現在、町内の公共施設において男性用トイレのサンタリーボックスは設置がない状況にあります。

誰もが暮らしやすいまちづくりの一環として求められる対応ではないかと考えますが、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内公共施設トイレ環境のさらなる改善を」の件についてお答えをいたします。

本町の公共施設トイレにおきましては、多目的トイレ内に、子育て支援のため、おむつ交換台、ベビーキープ、お子さん用便座を設置するとともに、また、障害をお持ちの方や高齢者等のための手すりやオストメイト対応器具の設置も進めているところでございます。

さらには、トイレがより快適で使いやすいものとなるよう、全ての屋内施設の洋式トイレに温水洗浄便座を設置するなどによりまして、公共施設のトイレ環境の改善を図っており、こうした取組により、坂町第5次長期総合計画に掲げる施策の柱の一つであります「誰もが健康で暮らせるまちづくり」の実現を目指しているところでございます。

御質問1点目の公共施設の全ての多目的トイレにおいて、オストメイト対応トイレの設置が必要ではについてでございますが、現在、町内公共施設において、オストメイト対応トイレを設置しているのは町民センター、サンスターホール及び小屋浦ふれあいセンターの3か所であり、さらにこのたびの9月補正により、町立図書館及びB&G海洋センターの2か所への設置を進めることといたしております。

なお、その他の施設につきましては、多目的トイレ内にオストメイト対応器具を設

置できるだけのスペースが確保できないなどの様々な要因により、設置が困難であるというふうに考えております。

御質問2点目の公共施設の男性用トイレにおいて、サンタリーボックスの設置が必要ではについてでございますが、現在、町内公共施設トイレにおけるサンタリーボックスの設置状況は、女性用トイレ及び多目的トイレの個室内部には設置をいたしておりますが、男性用トイレの個室内部には設置をいたしておりません。

御指摘のとおり、男性用トイレにおいても様々な御事情によりサンタリーボックスの設置は必要であると考えられますことから、まずは町内公共施設の屋内にある多目的トイレ内に男性も必要に応じ使用していただけるものであることを分かりやすく明示した上で、大きめのサンタリーボックスを新たに設置することといたしております。

また、男性用個室トイレ内の設置につきましては、今後、利用者の声をお聞きをしながら、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 図書館とB&G海洋センターにオストメイト対応トイレが設置されるということが決定したとのことで、町民の皆さんも喜ばれることと思います。

そこで、設置の具体的な時期など、どのような予定なのかをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

予算につきましては、昨日、御承認をいただきましたので、早急に準備のほうに入らせていただこうと考えております。

また、工期につきましては、落札業者さんと協議の上になりますけども、今現在、コロナの関係で物が入らないというのがあるかと思いますが、できるだけ早く設置が完了するように調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 補正で決まったというところですし、おっしゃるとおり、できるだけ早く設置できることを期待したいと思います。

では、続いて、狭くて取付けが困難な箇所があるというお答えを頂きましたが、例えば一般の個室を二つをくっつけて、一つ大きなブースを造るなど、そのように広く

すれば、一般のトイレであっても使い勝手がよくなり、オストメイト対応のトイレも設置が可能になるのではと考えますが、そういったことの御検討についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

個室については、男女別に分かれておりますので、なかなか一緒にするというのは難しいと思います。

また、設置スペースができない施設においても、個室そのものも少ないということで、現時点においては、そういった施設についての設置は困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 現時点ではとのことでしたので、今後も検討していただければと考えます。

続いて、サニタリーボックスについてお伺いします。

こちらにつきましても、新たに大きめのものを設置していただけるということで、当事者の方やその御家族など、喜ばれる方は多くおられると感じております。

そこで、使用方法などを分かりやすく明示するというふうにお答えいただいたのですが、具体的にはどのような掲示物になるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） サニタリーボックスについては、大きめのサニタリーボックスを多目的トイレに設置することとしております。その中で、男性も必要に応じて使用していただけるということが分かるように、多目的トイレの入り口、また、トイレ内のサニタリーボックスの本体の分かりやすい箇所にサニタリーボックス設置トイレ、男性の方も利用できますというような表示をしたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 入り口にも設置されるということで、利用しやすくなると感じました。

続いて、サニタリーボックスを使用してみてもの感想などを聞いてみるとのことでしたが、その感想によって、今後、一般の男性トイレの個室にも女性トイレ同様にサニ

タリーボックスを設置されるか検討されるのだと思います。

そこで、どのような方法でヒアリングをされるのかについて、最後にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） ヒアリングについては、民生課、あるいは保険健康課のほうとか、保健センターのほうにはたくさんの町民の方が相談やら各種申請に訪れます。そのときに健康状態も聞くこともございます。そのような中で、そういったトイレについても状態を聞いたり、あと、民生部門とか保険健康部門でいろんな計画を策定してまいります。その中でアンケート調査を実施しているわけですが、その中でもそういった項目を入れながら、町民の声をお聞きして対応してまいりたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「海の生物や自然を守る環境保全について」質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「海の生物や自然を守る環境保全について」の件をお伺いします。

坂町歌や坂町音頭にも歌われておりますとおり、坂町は海や山に囲まれた自然豊かなまちです。その自然の豊かさを私たちは子供や孫など後世に伝えていかなければならないと考えています。

坂町第5次長期総合計画「豊かな自然と快適な生活環境づくり・自然環境の保全と活用」にありますが、持続可能な開発目標により、地球規模での環境問題への取組が重要視されるようになり、豊かな自然を守りつつ、都市と共生する持続可能な社会の実現が求められていますとあり、町でも河川や海岸清掃等の取組などが行われています。

身近で考えますと、目の前に広がる瀬戸内海は古くから漁業環境に恵まれ、私たちに様々な恵みを与えてくれています。しかしながら、現在は町内の漁業に携わる業者も減少していると聞いております。

その観点から、海の生物や自然を守るための環境保全について、現在の状況を含めた町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「海の生物や自然を守る環境保全について」の件につきまして  
お答えをいたします。

本町では、都市機能と自然の調和を図りつつ、坂町の豊かな自然環境を保全をする  
総合的な環境保全対策の推進を図るため、平成２７年に坂町環境基本計画を策定をし、  
坂町公衆衛生推進協議会及び地域住民と連携し、環境保全に取り組んでいるところで  
ございます。

御質問の海の生物や自然を守るための環境保全についてでございますが、本町では、  
毎年、河川、海水、工業用排水の水質調査を１２か所で行い、現状把握を行っており、  
結果はいずれも環境基準範囲内で推移をいたしているところでございます。

また、公共用水域の水質に大きな影響を与える家庭内排水につきましては、公共下  
水道の水洗化率９８．７％で適正に処理されているものの、プラスチックごみを含む  
海ごみは令和３年度に１０トンございました。プラスチックごみは生態系を含めた海  
洋環境の悪化や漁業への影響など様々な問題を引き起こしていることから、町民と行  
政が一体となって河川清掃や海岸清掃などを行っております。

現在、広島県では県民、各種団体、事業者、行政等が相互に連携・協働して「グリー  
ン・シー瀬戸内海ひろしま・プラットホーム」を設立をし、令和３２年度までに新  
たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにするための取組を行っている  
ところでございます。

今後も坂町の生活環境や自然環境の保全を目指して、関係団体と連携して取り組ん  
でまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○１１番（中川ゆかり議員） 坂町の第５次長期総合計画の達成を目指すＳＤＧｓには、  
水に関わる生態系を保護・回復するとありますが、これは川も含まれていると思いま  
すが、海に関しての町独自の新しい取組等は考えておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

海に関しての新しい取組といたしましては、広島県と連携・協働いたしまして、海  
洋プラごみ問題に関する啓発、情報発信等を行ってまいりますとともに、引き続き、  
住民福祉協議会及び関係機関の御協力を得て、海岸清掃並びに河川清掃を継続してま

いりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 答弁にもプラスチックごみの削減等とか、町民と行政が一体となって行っていくとありましたが、漁業関係と環境保全について、取組やそのほかの施策等を協議されてはおられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

漁業関係者や広島県の職員の方などで構成しております坂町環境審議会というのがございます。今後とも、委員さんの意見もお聞きし、関係機関と団体と連携して環境保全に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 環境保全審議会等でもっと海のことについてしっかり検討されていると思いますが、今は内容についてちょっと聞きたいなと思いましたが、次の質問に移りたいと思います。

海の環境保全の方法として、藻場の造成などが行われています。坂町でも高潮対策の整備がされる以前に、横浜地区でアマモ場の造成が行われました。そのことで、元の海の環境を守ることはもとより、流れる砂を食い止める役割もあると聞いております。瀬戸内海では30年間で7割ものアマモ場が減少しているそうですが、坂町での現在のアマモの植生状況はどのようなになっておりますか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

アマモにつきましては、海藻の一種でございまして、海水の浄化作用をはじめ、小魚のすみかにもなるということのものでございますが、このアマモにつきましては、横浜一部から横浜二部にかけての横浜海岸、そして鯛尾海岸、小屋浦地区の比較的浅いところに生息しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 海域というのは港湾管轄だということは存じております

が、坂町の将来を考えたとき、私たちは子供や孫などに歴史、文化、地域を守り伝えていかなければならないのではないのでしょうか。そして、自然を守り伝えていくことがふるさとの継承だと思います。

その一環として、アマモ場の造成を行い、海の生物や環境を守り伝えていきたいと思いますが、今後、人工造成域を増やす計画は考えられないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

人工造成につきまして、町独自で行うのには、場所の選定や予算など、ちょっと難しい点がございますので、広島県に御相談しましたところ、県では今のところ予定はないということでございました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 県の協議でこれから検討していただけるように、町のほうからも何度かこれからも伝えていってほしいなと思います。答弁は要りません。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員より「社会的弱者に水道料金などの減免を」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「社会的弱者に水道料金などの減免を」の件で質問いたします。

生活保護世帯、障害者世帯、寝たきり老人世帯、ひとり親世帯などの水道料金などの福祉減免制度が広島市水道局ホームページで取り決められております。本町としての取り組み状況を伺います。

1、広島市、府中町、海田町など近隣自治体は、水道料金・下水道使用料について、生活保護、障害者、寝たきり老人、ひとり親、おのおの世帯全てについて減免を実施していると聞いております。本町の実態をお聞きします。

2点目、町民からの訴えを聞いていますが、事実ならば、即刻、総額予算が幾らで、想定できるおのおのの世帯数と減免使用料金を提示いただきたい。

3点目、個々の世帯申請が基本と思われるが、行政施策として一括処理すべきであると思う。できるかどうかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「社会的弱者に水道料金などの減免を」の件についてお答えをいたします。

御質問１点目の本町の実態でございますが、本町における水道料金などの減免については、坂町下水道条例施行規則第２２条第１項第１号に基づき、生活保護世帯を対象に下水道使用料基本額の減免を行っております。

御質問２点目の想定できるそれぞれの世帯数と減免使用料金等でございますが、広島市水道局が実施している生活保護世帯、障害者がおられる世帯、寝たきり老人がおられる世帯、ひとり親世帯を対象とした水道料金・下水道使用料の減免制度を本町に当てはめて試算をいたしましたところ、町内の生活保護世帯５２世帯、障害者がおられる世帯４６５世帯、寝たきり老人等がおられる世帯８４世帯、ひとり親世帯９７世帯、合計６９８世帯に１世帯当たりの月額減免額１，６８９円並びに１２か月を乗じたおよそ１，４２０万円が本町において生活保護世帯などの水道料金・下水道使用料を減免した場合の年間の総額予算となります。

御質問３点目の行政施策として一括処理すべきと思うについてでございますが、本町において行っている多くの施策においては、個々の状況をできるだけ詳しく把握した上で、住民お一人お一人の状況に応じたきめ細やかな支援、サービスを提供するため、各種施策に関し申請を基本とした形を取っておることから、現状において一括処理は適切でないというふうに考えております。

今回、御質問の表題の社会的弱者に水道料金などの減免をにつきましては、住民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットである国の各種社会保障制度により、それぞれの環境や状況に応じて適切な給付がなされていることから、現時点で今以上の減免を実施することは考えておりません。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○６番（柚木 喬議員） 淡々と事務的に答弁いただいているんですけども、これ、府中町は平成９年頃に既に実施してるんですと聞いております。本町では、この今の社会的弱者、置き去りにしてるんですよね。もう失礼極まる問題、状況だと思うんですけども、この減免を実施していないまちとしては、町長、これは責任なんて何もないんですか。うちはうちでやるよということで、責任についてちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 責任と申しますか、議員さんのところへは、今の一般質問の通告書のとおり、町民の方から訴えがかなり来ると。減免してくれというような御意見を聞かれとると認識しております。こちらの通告書にもありますように、生活保護世帯、障害をお持ちの方またはその御家族、寝たきりの高齢者、ひとり親世帯の方からの訴えだと認識しております。

例えば、そういった、今、申し上げました方々から町に対しては要望とか意見、こちらのほうは、随時、町で承って、町で判断いたしまして、実施できるものはしておるような状況です。

例えば、このたび障害福祉サービス施設の設置とか、団体が計画する行事への協力とか、そういった要望は本当こちらのほうに来ておりますが、先ほど言われました水道料金の減免とか公共料金の減免、こちらのほうの意見は当方では今まで伺ったことがございません。

町長の答弁にもありましたように、国の各種社会保障制度によって、それぞれの状況に応じて適切な給付がなされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 現在、第1次坂町福祉のまちづくり計画が作成されて、実施の準備が進んでいるんですね。そうですね。その反面、本町はまだこの減免を実施してないわけですよ、いわゆるセーフティーネットの状態を出してないんです。

今、答弁がございましたように、坂町が減免を実施していないことは、社会保障制度では適切な給付が行われているという答弁がありましたけども、考えの原点がちょっと間違ってるんじゃないですかね。いわゆるセーフティーネットとかなんかいうのは、意外と施策でどんどん進める話で、その基本的なものができてないということと思うんですけども、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今の御質問についてですが、先ほどの町長の答弁で、御質問3点目の答弁とはなりますが、坂町においては、個々の状況をできるだけ詳しく把握した上で、住民お一人お一人の状況に応じたきめ細かな支援やサービスを提供するため、各種施策を使って住民お一人お一人、また、その世帯を丸ごと支援するような

施策を行っております。

そういうことから、議員さんおっしゃられた、いわゆる減免制度もございますが、坂町においては減免制度というのは、ちょっと病気で言えば対症療法的なことになると思いますが、対症療法じゃなくて、いわゆる原因療法ですね、お一人お一人の世帯世帯の状況を把握して、そういったことで二重、三重の支援を、国の制度、県の制度、町の制度を使って行っていくということを基本にしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 先ほどの答弁で、総額予算を調査いただきました。1,420万円という回答がございました。多分、全額だと思んですけども、普通、隣のまちでは基本料金のみを減免対象とするとかというような条件もあるまちもございます。それは総額から減になるんですよね、当然。少なくとも基本料金のみで早期に私は実施願いたいというような気持ちを持っているんですが、例えばこれは実施は全く時期というのは明言されてないんですか。いつになるかということも、ちょっと再質問で確認したいんですが、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 答弁書の最後のほうにございますように、現時点においては、今以上の減免を実施することは考えておりませんということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 5点目の質問に入ります。

今、1,420万円じゃなくて、基本料金を減にした場合は、予算も幾らか少なくて済むということで提案したわけですよ。だから答弁書にどうのこうのじゃなくて、もうちょっと深く進んでいった場合に、全額補助するというのは、それは確かに1,4

20万円ですから、その助け舟を一応出したわけですけど、あえて考えてないということでは受けときます。

次に、対象世帯が民間698世帯とお聞きしました。まちづくり計画で計画されている民間の福祉施設にもこの減免制度は導入する必要があるんじゃないかと思うんですが、これは計画されてるんですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 民間の社会福祉施設についてでございますが、今、言われた広島市とか府中町については、民間施設についても申請に基づき減免しておるというふうに聞いております。

ですから、この減免制度を坂町が当面する予定がございませんので、民間施設においても、減免制度は住民の方もセットとなりますので、今のところ、坂町においては、減免制度を民間においても考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問になります。

町長、今の生活環境は物すごく何か厳しゅうて、物価高とかなんやかんやいうてあって、幾らか今回の水道料金のことも、新聞情報では呉市が幾らか減免するとかいうていっぱいあるんですよ。電気料金もあるみたいじゃけども、そういう物価高のど真ん中におるんですよ、物価高の。うちの場合は災害復旧の後の話とか、物価高のど真ん中にあるわけですけど、やっぱりこれを含めて早急な対応をお願いしようと思うんですが、ちょっとコメントだけください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに、今は全体的に原油の高騰とか、あるいは建設資材の高騰、また、そういう関連で輸入する商品の高騰、それも当然物価のほうへ全てかかってきておるわけでありましたが、ただ、これまでも国等の支援を頂きながら、交付金という形で頂きながら、それぞれ最大限の住民の方々への対策、もちろん所得の低い方とか、生活保護を受けておられる方にも、それなりの対策は講じさせていただいております。

昨日ですか、広報さか9月号にも、過去2年間のやってきたこと、コロナ対策でやってきたことも全部掲載させていただいておりますけども、そういう対策は一生懸命

やってこさせていたでいております。

また、これは古い話になりますけども、4年前に被災された方にも、当然同じような形で対応させてもらっておりますし、そのときそのときにそれなりの町でできる可能な限りの対応はさせてもらっております。

いつも申しておりますように、やはりこういう福祉施策というのはユニバーサルサービスで、この自治体へ行けばこうだ、あの自治体はこうなんだというふうな施策というのはあまり私は好まないわけでありまして、やっぱり全体的にどこに住んでも同じような福祉の行政サービスが受けられるような環境をむしろ皆でつくっていかなければならんのではないかなというふうに思っております。

先ほども環境の問題、海の問題が出ましたけども、海のごみですね、そういうものにつきましても、坂町だけで施策を講じて、これは完結はできんと思うんですよね、海は全体でつながっておるわけですから。日本海のほうは何か日本語と違うようなペットボトルが流れ着いたりとか、そういうことまであるわけでありまして、そういう発想の下にやはり進めていくべきだと思いますし、そういうことを逆に議員さんのほうからも国会議員の先生方にも訴えていただきまして、一緒になってそういう方向に向かって進んでいくのがいいんかなというふうな気もいたしております。

それともう一点、広島市とか府中町のお話がちょっと出ましたけども、広島市、府中町さんも、従前から申しておりますように、都市計画税を導入しておられるんですね。例えば坂町も都市計画決定をして下水道を整備してきております。広島県内でトップだったんですね。面整備が平成17年にはほぼ完了しております。ここらもしっかりやってきたわけでありまして、もし都市計画税が他の市町のように導入をすることができたならば、今、一般財源から2億円強の財源を下水道のほうに回しておるわけでありまして。本来なら、都市計画税を導入しておれば、その部分が都市計画税で、これは下水道を利用される全ての方に関連をしてくるわけでありまして、そういうことをしておれば、それだけの部分が一般財源が助かるわけですね。そういう中で、また福祉の政策を進めていくということもできると思いますけれども、そこらもやはり住民の、町民の方々の全体的な意向をしっかりと受け止めて対応していかにやいかんと思います。

そういう中で、やはりその部分だけを切り取られて、よそはこうだからああなんだと、こうしたらどうかというのも、ちょっと私からしますと、なかなか前に進めてい

く上で非常に難しい部分があるというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「小屋浦地区の地域再生と将来的な展望について伺う」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「小屋浦地区の地域再生と将来的な展望について」お伺いします。

私の6月の定例会の一般質問の中で、町長は、小屋浦地区のにぎわい創出と人口増加を目指していくとの答弁がございました。小屋浦地区における現況は、西日本豪雨災害後、安全・安心な地域づくりのための整備も順調に進んでおります。地区住民の思いは将来的なさらなる活性化を目指すべき地域再生であります。

小屋浦地区は教育・子育て等を鑑み、地域的に恵まれた環境にありますが、将来的な再開発が急務であります。

よって、以下の2点について伺います。

将来的な再開発に十数年の期間を要するとお聞きしておりますが、現状での対応についてどのように取り組んでいくのか。

2点目、現実可能な小屋浦地区の将来的な具体的な計画は。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区の地域再生と将来的な展望について伺う」の件についてお答えをいたします。

小屋浦地区の人口は約1,600人でございますが、地域活動を担う人材不足により、若い世代の人口増加が望まれている状況でございます。このような状況を解消するため、坂町第5次長期総合計画をはじめ、坂町都市計画マスタープラン、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画に都市施設・住環境の整備、自然環境の保全などのまちづくりの方針を掲げ、道路や都市防災事業などの整備計画に基づき事業を推進をしているところでございます。

御質問1点目の将来的な再開発に数十年の期間を要する上で、現状での対応をどのように取り組んでいくのかについてでございますが、平成27年度の坂町小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定以降、平成29年3月に取得後10年間は公共賃貸住宅

として運営することを条件に旧雇用促進住宅小屋浦宿舍を買い取り、平成29年度に移住・定住促進を目的に子育て支援センター及び子育て支援住宅として改修を行いました。

また、令和3年度は雑排水管の更生工事を実施するなど、坂町営住宅長寿命化計画に基づく計画的な修繕を行うことで良好な住環境の維持に努めるなど、現在は小屋浦地区の定住促進として子育て環境が整備された若い世代の転入を促進をしているところでございます。

御質問2点目の現実可能な小屋浦地区の将来的な具体的計画はについてでございますが、平成30年7月豪雨災害から4年が経過をし、国や県などの御協力により、堰堤や急傾斜地の対策事業が実施され、堰堤の整備も令和5年度には完了すると伺っております。

これらのハード事業が完了することにより、これまで以上に災害に強いまちとして小屋浦地区には人を呼び込める基盤が整いつつあることから、空き家バンク制度を活用した空き家、あるいは空き地の利用を促進し、次世代の定住につながる対策を進めることで、民間事業者の開発や進出を呼び込めることを期待をいたしているところでございます。

現在の町有住宅の場所には、現在の入居者の新たな入居場所も含めて総合的に整理しながら、人口増加につなげる構想を具体化してまいりたいと考えております。

また、現在解体工事中の昭和シェル石油跡地の今後の活用が小屋浦地区のにぎわい創出と人口増加につながるよう、土地利用の動向にも注視をしてまいりたいと考えております。

小屋浦地区を地域再生をするためには、行政と地域が一体となって進めることが重要であり、事業の推進に当たりましては、議員や地域の方々の御理解、御協力を賜りたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、町長の答弁にございましたように、いろいろやっていたいていることは理解しております。しかしながら、目に見えた近々できることがまだまだあるのではないかと私は思うんですが、まず、小屋浦地区を活性化するためには、ハード面からやっていく必要があるのではないかと。町有住宅、空き家がたくさ

んあります。子育て住宅も入居率が20%にもいっておりません。旧住宅も空き家が目立っております。部屋も空き家が目立っております。空き家が54室中39しか埋まっておりません。これらの募集も積極的にやってほしいと思います。それにはハード面から、この間も前回の一般質問でも申し上げました小屋浦駅の南口改札口の設置とかいろいろありますが、この難しい小屋浦駅の南口設置は、現在も土地がないとおっしゃいますが、売りが国道31号線沿いにあります。そこを買い取れば、十分できるんじゃないかなというふうに思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

小屋浦駅の改札口の設置につきまして、国道31号線沿いの空き家のことをおっしゃられましたが、現在、不動産のほうはもう売却予定がございまして、他人の手に渡ったところでございます。あと残る土地につきましても、民地がほとんどでございます。そういったところを駅前広場の整備として必要な面積を確保していくためには、どうしても地権者さんの御了解を頂くようなことになります。現在、住まわれとる箇所を立ち退いていただいて、用地を提供していただくようなこととなろうかと思えます。そのあたりも大変難しい面がございます。

先ほど町長の答弁もございましたように、まずは空き家、空き地、空き地に関しましても、現在、小屋浦地区には150ほどの空き地がございます。そこらあたりも、そういった制度や民間事業者が活用していくことによって、まずは人口を増やしていく、そういったしまして、その結果で、駅の利用率が1日2千人を超えたら、そういったバリアフリー化の事業でありますとか、そういったことも対応は可能と考えておりますが、将来的にそういった人口が確保できたら、そういったことを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、おっしゃられたように、まず人口を増やして活性化することなんです、鶏が先か卵が先かという議論になってくると思います。

そこで、坂町には総合戦略推進会議というのがございます。その会議の中で、そういった議論を突き詰めて話し合っていたきたいというふうに思うんですが、これはいかがなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

総合戦略推進会議につきましては、毎年1回開催させていただきまして、総合戦略を、もう一度、K P I等を検証いたしております。

小屋浦地区の定住促進につきましては、社会増減をK P Iに出しております。戦略会議の中の資料でございますけども、平成30年から令和2年度までにかけて、社会増減はずっとマイナスだったんですが、令和3年度から社会増減がプラス17人ということでプラスに転じております。こういったことで、引き続き、戦略会議での評価区分といたしましては、おおむね順調ということで結論を頂いておりますけども、引き続き、小屋浦地区の住みやすさをP Rするとともに、町有住宅の入居募集について企業等へ積極的に周知し、転入者の増加を目指すという御意見を頂いております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 先ほどのK P Iというちょっとアルファベットで申してしまいましたけども、重要業績評価指標ということで、目標値を設定をいたしまして、数値的にその施策が進捗状況が分かるようにいたしているものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 分かったような分からんような御説明でした。

海沿いに昭和シェルの跡地がございますが、この跡地は、この土地自体は昭和シェルのものでしょうか、それとも坂町のものか、あるいは小屋浦の講の所有になるのか、この辺の開発についてはちょっと皆さん興味を持たれておりますので、詳しく御説明いただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） 現在の昭和シェル石油のある箇所につきましての所有者につきましては、ちょっと調べておりませんが、恐らく昭和シェルの土地だというふうに認識を、違うんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時07分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○都市計画課長（川上宏規君） 土地所有者が出光興産というふうな形になっております。出光興産のほうから、そういった解体の申請の手続が現在出ているところでございまして、タンクとかそういった建物関係の解体につきましては、ある程度、今年中いっぱい終わるということで、後の片づけとか、整地であるとか、そういったものを含めまして、今年度末までには終わるというふうに伺っております。

この後に、その跡地の利用につきましては、現在、ちょっと情報のほうがまだ入ってございません。そういったことから、どういうふうに所有者さんが考えていくかということ、そういう動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） これ、この跡地を、坂町と出光興産との協議をするかどうかということもちょっと聞きたかったんですが、これは別としまして、一応、ソフト面、ハード面ありますが、ハード面で小屋浦地区をこうしていかなきゃいけない、人口を増やすためには、こういうところをどんどんハード面からやっていかなきゃいけないのは、そういう面があると思うんですが、ほかにもハード面からいって、まだまだやっていただきたいのが、藤之脇1号線の延長改良工事、それとか、宮前橋から神社までの間の舗装、そういった面、住民からの環境整備についての要望が出されております。この点、お答えいただけますか。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

小屋浦駅前の水路に蓋がけをしまして、天地川まで続いた道路、天地川沿いの消防

団の車庫までの間の道が狭いのはこちらも把握しております。それと、先ほど言われました宮前橋から新宮社ですか、神社前の舗装がされていないというのも、こちらも住民協要望等から聞いております。これらについては、今後、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） よく検討しますという言葉が聞かれるんですが、検討されたという結果、報告が届いておりません。今後、こういった検討するということをおっしゃるのであれば、その検討について、こうこうこうだったということで、急ぎませんけれども、返答いただきたい、そのように思います。

ソフト面からいきますと、子育て面から言って、小屋浦は非常に人口も少ないんですけども、非常に住みやすい環境にあります。子育てで一応ソフト面から言って、小学校、中学校の給食費の免除とか無償化、高齢者の循環バスの無料化とは言いませんが、住民に利用しやすい時間割にするとか、そういったソフト面を今後考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 給食費につきましては、先日もコロナ予算のほうで対応していくということで、物価高に応じた予算をつけていただいているわけでございますけれども、今後もそういったことがありましたら、小屋浦だけでなく、これは町全体の児童生徒の問題となりますので、また検討させていただくということになろうかと思えます。よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

循環バスの時刻でございますとか、運賃の無償化ということでございますが、時刻につきましては、現在、小屋浦につきましては10便ということで現在運行しておりますが、始発地点の天地川の停留所におきまして、待ち時間が長いというようなことも伺っております。そのあたりは改善が必要であるというふうには考えておりますが、今後のそういった地域公共交通会議等にお諮りいたしまして、そういったことも協議をしてまいりたいと考えております。

なお、無償化につきましては、バスを利用される方の受益者の負担であるというこ

とから、無償化というのは一切考えておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 循環バスの話が出ましたんですけども、質問が、これまでもいろいろな方からも無償にしたらどうかというようなことも、高齢者の方を対象にですね、そういうお話も質問等も頂いた経緯もございますけども、一応、私が認識しておるんでは、1時間に1本のバスを町内ほとんど、坂地区も横浜地区も小屋浦地区も同じような状況だろうと思います。そして、なおかつ、料金も今は統一化をさせてもらっておりまして、これをこれからも長くこの循環バスを坂町でも続けていかなければならないわけでありまして、やはり利用者の方に若干不便もあることもあろうかと思っておりますけども、今、大体1時間に1本、町内全地域そういうふうな形でやらせてもらっておりますので、これからもそういう形でこの循環バスが長続きができるような環境を議会の皆様や町民の皆様の御理解を頂きまして進めていきたいというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 5問になりましたが、安竹議員。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「坂町ブランド特産品を町ぐるみで開発しては」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「坂町ブランド特産品を町ぐるみで開発しては」の件で御質問いたします。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略は令和3年度から第2期がスタートしており、先日の地方創生特別委員会で令和4年6月改訂の説明がありました。その中に「特産品の研究・開発1品」がありますが、ベイサイドビーチ坂の飲食施設内での販売に向け、開発を進めていくとのこと。進捗状況は2品の商品開発に向け着手したと

っています。現在の実績値はゼロ件ですが、町内外業者への開発委託の進捗状況は。

特産品開発につきましては、現在、役場だけで進めているようですが、まちぐるみでの取組として、住民（町内通勤・通学者を含む）、商工業者、水産業者等でチーム坂町を結成し、特産品の企画・開発・製造・販売等を行っていくことが町の活性化につながるのではないのでしょうか。

特産品を坂町ブランド特産品として考え、①坂町の農水産物等を活用した加工品や製品、②坂町の地域資源や魅力を発信できる商品、③坂町の伝統的な文化や風習を生かした商品づくりを行い、町内業者による生産・製造・販売等を行っていく。

また、坂うめじろうを使用してのさらなるグッズづくりを行い、坂町ブランド特産品として販売してはいかがでしょうか。町当局の今後の取組をお伺いしたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町ブランド特産品を町ぐるみで開発しては」の件についてお答えをいたします。

本町では、令和3年3月に策定をした第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の特産品の研究・開発において、令和6年度までに新たな特産品を1件開発することを目標に掲げております。

御質問1点目の町内外業者への開発委託の進捗状況はについてでございますが、令和2年7月から町内洋菓子店とムラサキ麦を使った特産品の研究開発を行っており、また、令和3年9月からは、呉市内の和菓子店と梅を使用して坂町を感じられる商品の研究開発を行っております。

町内洋菓子店と行っている研究開発についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより進捗が遅れていますが、引き続き、研究開発を進めてまいります。

呉市内の和菓子店と行っている研究開発についてでございますが、お土産物として広く国内で親しまれているまんじゅうに町木である梅の梅ペーストを練り込み、加えて、まんじゅうの表面に坂町のマスコットキャラクター「坂うめじろう」のイラストを焼きつけたものを試作をし、現在は商品の一般販売に向けて作業・調整を進めております。

御質問2点目のチーム坂町を結成し、特産品の企画・開発・製造・販売等を行っていくことが町の活性化にもつながるのでは。特産品を坂町ブランド特産品として町内

業者による生産・製造・販売等を行ってはどうか。坂うめじろうのさらなるグッズづくりを行い、坂町ブランド特産品として販売してはどうかについてでございますが、特産品の企画・開発・製造・販売に当たっては、町内の商工業者、水産業者等の関係団体の皆様の積極的関与が重要であり、今後、関係団体の皆様と議論して方向性を決めていくことが必要と考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 特産品という考え方で、地元の材料を使って商品を開発するというような考え方からすれば、なかなか坂町の場合には、今、ムラサキ麦と梅というようなことなんですけども、ここへ考えてみると、ムラサキ麦もほとんど生産をしてないし、梅は全然生産してないわけですね。だから町内の材料を使ってというところにはならんということですよ。だから、もうそれにこだわる必要はないんじゃないかというような気がするわけですよ。

私がここで①、②、③という特産品とブランド商品という中で、あんまり地元のものを使って商品づくりというのは、もちろんムラサキ麦を作る農業者がおったり、そういうのも振興するためにやるわけですから、そうじゃなくて、それはもうこだわらずに、地元の地域資源、例えば夕日がきれいなまち、自然に恵まれたまち、そういうのも生かして坂町のブランドをつくっていくと。それにふさわしい、あるいは、今、うめじろうがおりますけども、それに関連したグッズを坂町の材料を使うんでなくて、やってったら思うんですよ、開発していったら。

広島ではもみじまんじゅうとお好みが、これは地元の材料じゃなくて、よそのを使って、組み合わせることによって、一つの広島ブランドというのをつくっとるわけですね。

そういう意味で取り組んでいただければということで、例えば、このたび、国道筋に曳舟の看板を上げたんですよ。例えば曳舟のまんじゅういうか、ケーキをつくるのか、そういうようなことでも私はええ思うんですね。

うめじろうでも、今、まんじゅうじゃけども、うめじろうのケーキを作るとか、そういうようなもんでもよかろう思うんですが、そういう発想をしていくいう必要があるんじゃないかと思うんですよ。

だから、地元の材料を使ういうのにこだわり過ぎて、なかなか難しいところがある

わけですね。そこら辺のことはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えいたします。

確かに地元のものを使ってというのは現実無理がございまして、今回の試作したうめじろうまんじゅうにつきましても、町内の梅を使ったわけではなくて、町木である梅をあんに合うような梅ペーストを取ってきていただいて作っているということもございまして、やっぱり町のもので作るというのは無理があるのは承知しております。

やはりそこらあたりを、町長の答弁にもございましたように、やはり商工業者さんであるとか漁業者さん、そういった方々も含めた団体の方とどういうふうな形で特産品を開発していけばいいかという議論をやはりどんどんしていきながら、特産品というのは開発していくべきだと思っておりますので、そこらあたりを通じて、また新たな方策についても考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 確かにそういう考え方でいけば、かなり商品開発の範囲が広がっていくんじゃないかと思うんですね。それで商工業者とかなんかと協力しながら、議論しながらというような話があったんですけども、実は坂町で特産品の関係について始めたのが平成6年から。平成6年から商工会が取り組んだんですが、7年に町が予算化して、特産品開発研究会いうのをつくったわけですね。これには商工業者だけでなしに漁業者とか農業の人とか、それから、女性会の人とか料理の先生とかに入ってきていただいて、いろいろ議論をしながら、試作をしながらやっていったわけです。その結果が芸州坂うどんであり、ようようまんじゅうであるというのが、平成11年ぐらいに芸州坂うどんとかできたんですけども、梅ワインというのは、あれは突然何か役場が考えてやったことで、そこの特産品研究会では出てませんでした。

そういうようなことで、そういう母体がありながら、現在は休眠状態になっておるわけですね。だからそういうのをひとつもう一遍再考して、特産品開発研究会をつくって、メンバーを募集して取り組んでいったらと思うわけですね。そういう組織がせっかくあるんだから、それを再構築していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに特産品研究会、平成6年だったですかね、スタートさせたいのを、私もちょうどそのとき町長に就任したばかりだったんでよく存じておるんですけれども、そういう中で、いろいろな背景の中で、おっしゃったように芸州坂うどん、あるいは坂ようようまんじゅうを開発をして、生産をし始めたんですけども、これも最初は今のムラサキ麦を使ったうどんではありますけども、これも町内の、実を言うと、業者さんに当初はやってもらっておったんですけども、これが廃業されたということで、やむなくよその大竹のほうの業者さんであったと思うんですけれども、そちらのほうにお願いをして、製造をしてきたという経緯もありますし、今のまんじゅうにつきましても、当初は、これも市内の和菓子店にお願いをして作っておったんですけども、なかなかお互いにコストと販売がうまくかみ合わなかったということで、まんじゅうに関しては業者さんのほうが手を引かれて、結果、そういう形になったんですけど、そういうことを、やはりそういう反省点も踏まえながら、昨日もちょっとお話しさせていただきましたけども、地域おこし協力隊等、国の施策でそういうのがあるわけですね。全国でやはり民間の出身者がいろいろ知恵を出して、その自治体を見て、そして、ここにはこういう資源があるのというようなことも見いだしながら、地域のそういう関係者と一体となって、新たな特産品、食べ物だけではないと思いますけれども、そういうものを作っていくような、そういう牽引をしてくれるようなスタッフを国が派遣をしてくれるような制度もありますんで、そこらもしっかり検討しながら、なおかつ、ベイサイドビーチ坂が来年度には、恐らく来年の4月までには建物もできまして、新たに物販施設等、モンベルさんが入ってこられるんですけども、それから、レストランと飲食棟もできるわけでありまして、これも一つのいわゆるムードが盛り上がってくるというような感じになってくると思いますんで、そこらの時期ともタイアップしながら、今のような地域おこし協力隊等の支援も頂けるのであれば、これは国のほうに申請をせにやいかんのですけど、お願いせにやいかんのですけども、あれば、そういうことも併せて新たな取組方を検討していきたいというふうなことは思っておりますので、また、そういうことが煮詰まってきましたら、議会のほうにも報告をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 確かに一つの考え方としてはいい考え方じゃろう思うんで

すけども、たちまちとして、さっき言いましたように、特産品開発研究会というのが以前あったんで、それをベースにして、さっき再構築するというのは、例えば各漁業者とか商工業者とか女性団体とか、ここへ書いてあるのは町内に通学しとる学生とかなんとかも含めて、再構築していく必要、そっちを早くして、後で地域おこし隊が決まれば、それが決まらんと、先へ進まんいうんでなくて、それを基盤として、そこへ地域おこしを来ていただくというような考え方にして、まず、特産品の再構築をしていただいて、各農業者、商工業者、漁業者等の会議をぜひ持っていただきたいと思うんですが、そこらはどうでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

坂町特産品研究会というお話がありましたが、ちょっと、今、お話を聞くと、なかなか活動のほうも厳しくなっているようにお聞きしておりますので、今、どのような活動をされているのかも踏まえて、お話はちょっと聞いてみようとは思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かにそういうふうな形で、以前はそういう組織をつくっておったんでありますけれども、今は、今、技監が申しましたように、私も状況を詳しくは承知をしておりますけれども、いずれにしましても、かなりほぼ解体状況にあるんじゃないような気もいたしております。

当時は農業委員会もございまして、農業委員会の会長さんをはじめ、農業委員さんも一生懸命やっていたとおったような気がしております、そういう部分で歯抜け状態に今はなっておるような状況でもありますんで、やはりそれはもう一回見直した上でスタートをさせていくのがいいのかなというふうに思っております。

それともう一点、町内の民間の方、事業者の方におかれまして、例えば蜂蜜を生産されておられまして、東京のT A Uのほうにも、東京で広島県のアンテナショップがあるんですけど、そちらのほうにも出品をしまして、坂町の名前を全国へP Rしてくれておられる方もおられますし、また、昨日もカキの話が出ましたが、オイル漬けとか、これもカキ業者さんの中にはそれを生産されておられる方がおられまして、我々もそういう商品を使わせていただきまして、例えばお客さんにちょっと手土産で持っていくときには、そういうものも活用したり、あるいはまた、先般も町外のある

県の町村会の方が10名ぐらい坂へ来られたんですけど、そのときにも簡単な手土産として坂町の特産品ですということで差し上げたりとか、そういうことはさせてもらっておりますので、そういうのも含めて、全体的にやっていければなというふうに思っております。

要は、計画を立てるのはいいんですけども、それが実行していかないと何の意味もないと思うんです。そういう中で、昨日から申し上げておりますように、地域おこし協力隊、結構そういう民間の事業者の中で鍛えられた方がそういう隊員になっておられまして、その牽引力はすごくいいものがあるというふうに伺っておりますし、おとといの市町村のトップセミナーでも講演者の方がそういうこともしっかり言われて、いわゆる成功した事例も紹介してもらったりしておりますし、そこらも拝見をしながら、今がちょうどいい時期かなというふうな思いを持っておりますので、逆に議員さん方にも、ひとつそういう面で後押し、御協力を頂ければ、よりスムーズに進んでいくんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 確かに地域おこしの問題は、そういうリーダーがおると事が実現するというふうに思うんですけども、やっぱり町内のそういう体制づくりというか、そういうようなものが必要じゃと思うんですよね。

特産品の研究会というのは今はもう実状ないんじゃないけども、そういう組織をつくってやりよったということなんで、そういうものもやっぱりもう一遍おこして、それぞれの町内の人たちが関わっていくということをぜひお願いしたいということです。

それと、今の一つの問題は、生産拠点というんですね。今ある業者をいうんじゃないくて、新たに生産拠点をつくるということで、いわゆる創業みたいなもんですよね。そうすると、昨日の補正の問題でいろいろあったんですけども、空き家の活用というんですかね、前は町民センターの調理室を使ってやりよったわけですよ。これじゃなかなか保健所の問題もあったり難しいんですよ。だから空き家を改築して、そういう生産拠点をつくっていくことは非常に大切なことじゃないかと、これからね。だから既存の業者だけでなしに、新たなそういう例えば高齢者の生きがい対策としてそういう拠点をつくって行って、生産をしていただくということも含めて、空き家の活用というものが必要じゃないかと思うんですが、こちら辺はどうでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それはすばらしいことだと思うんです。私も以前に計画をちょっと横浜地区のほうで、そういう似たような計画を構想を考えまして、前に進めるように考えておったんですけれども、いろいろな諸般の事情によってそれが実現できなかったというようなこともございます。

今、おっしゃったように、地域のやはり経験を持たれたそういう資源いうんですか、住民の方々のお力を頂いて、例えば坂町の自慢の料理を提供していただいて、そして、それがなりわいとなるような、そういうふうな環境をつくるいうことはすばらしいことだというふうに思っております。私もそういうことは大変重要なことだと思っておりますので、そこらも含めて、ただ、言うのは、計画を立てるのは非常に簡単なんですけれども、それをほんまに親身になって、汗を流して、一緒になってどれだけの方が協力していただけるか。当然、それには働いただけの収入も必要になってくるわけがありますけれども、そこらを踏まえながら、やはりいろいろな先進地の先例もいろいろ勉強しながら、そしてまた、この坂町の文化に合ったような形でそういうものが構築できればと思っております。思いは一緒でございますので、ぜひともそういう面でも一緒にやっていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「県道坂小屋浦線の現状を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「県道坂小屋浦線の現状を聞く」の件で質問をいたします。

今年度の梅雨時期は大雨洪水の被害もなく、お盆が迎えられました。災害現場の復旧工事も最終年度に向かって稼働している現在、町の骨格であるはずの県道の進捗状況が依然として停滞しております。

まず、坂地区の総頭川西踏切が道路改良促進法の指定を受けて、県道の高架橋が呉線の立体交差化により本踏切の渋滞緩和の目的の一つとして整備促進されるはずでありました。坂本郷地区は長きにわたり高架橋が整備されていないため、地区内の渋滞が緩和されることなく現在に至っております。

この状態が続いている中、下記事項について当局にお伺いします。

1、高架橋の完成時期はいつ頃になるのか。

2、総頭川の渡河部の完成時期は。

3番、2工区の完成時期は。

4 番、全線の完成開通時期は。

5 番、付帯町道はどうなるのか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県道坂小屋浦線の現状を聞く」の件についてお答えをいたします。

県道坂小屋浦線につきましては、平成 22 年に用地買収に着手し、1 工区の荒神橋までで、現在、63 件の用地補償契約を締結しており、用地買収の進捗率は権利者ベースで 92%となっており、これまでに町道大曲 2 号線から総頭川 1 号線までの 237 メートルや、保健センター付近の副道の一部 97 メートルが供用されております。

また、2 工区延長 562 メートルにつきましても、広島県が国土交通省に対し、街路整備事業として事業認可の申請を行い、令和 3 年 10 月に事業認可を受け、現在、用地測量に着手をしており、今後は境界立会にも着手をしていく予定でございます。

御質問 1 点目の高架橋の完成時期はいつ頃になるのかについてでございますが、現在、平成ヶ浜側の高架橋下部工事の工事に着手をしており、今後、森浜側の高架橋下部の工事を順次発注していく予定であると広島県から伺っております。

この高架橋を含む区間は、広島県の広島県道路整備計画 2021 においては継続路線として位置づけられており、完成時期は明示されておりましたが、町としましては、少しでも早く高架部分が完成・供用できるように、県と協力して事業の促進に努めてまいります。

御質問 2 点目の総頭川の渡河部分の完成時期はについてでございますが、総頭川渡河部付近につきましては、用地取得に向けた交渉を県とともに進めており、完成時期は明示されてこれもいませんが、道路整備計画 2021 では完成路線と位置づけられ、令和 7 年度末の完成を目指していると県から伺っております。早期完成に向けて、引き続き、県と協力して事業を進めてまいりたいと考えております。

御質問 3 点目の 2 工区の完成時期はについてでございますが、広島県からは用地境界を確定するための測量に着手したところであり、今後、土地所有者と土地の境界確認作業を行い、用地取得に向けて土地所有者等と折衝を行うこととしており、現時点で事業の完成時期は未定ですと伺っております。

町といたしましては、少しでも早く 2 工区の用地取得が進み、事業が完成・供用で

きるように県と協力して事業を進めてまいりたいと考えております。

御質問４点目の全線の完成開通予定はについてでございますが、県道坂小屋浦線につきましては、町といたしましても強靱化のために必要な道路であると認識をいたしており、平成３０年７月の西日本豪雨後、様々な機会を通じて国等への道路整備の要望を行っております。

しかしながら、まずは県の道路整備計画にあり、事業化している１工区、そして、このたび新たに追加された２工区の早期完成・供用が先決と考えており、これに向けて県とともに事業を進めてまいりたいと考えております。

御質問５点目の付帯町道はどうなるのかについてでございますが、地域内道路のネットワーク化を図るため、坂東環状線、西側２号線等の坂西環状線、また、地域内に位置する浜田中洲線、久保田川線等、県道坂小屋浦線に接続する生活道路につきましても、アクセス向上のため、併せて整備しているところでございます。

今後とも県道の整備には広島県とともに取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○８番（瀧野純敏議員） 町長から言われたのは分かります。しかし、まず１点目の高架橋、これは高架橋を造るのは県道じゃない。県道でありながら、これはおたくがちゃんと載せとるように、この西踏切の改良法、道路改良法、これがないから、今、呉線の海田の高架からここの総頭川まで、あれだけの渋滞しよるのはここの踏切なんですよ。ここの交差点なんですよ。そのためにおたくのほうからちゃんとこうやって図面を出して、坂町民にみんな配つとるんがあるように、高架橋さえ造れば、これは緩和されるんですよ。そしたら、こっちの今の総頭川線の踏切も緩和されるから、これも後々にしても精がない。そういう重要な問題なんですよ。

ましてや、この地域の、あの地区から言わせれば、３０年のあれだけの大洪水があったんだから、この大洪水があつたりしたんだつたら、そのときにこれじゃ思つて、これだけやってもらえたら、坂町は困らないんですよ。流れてないんならいいですよ。あれだけの、小屋浦も流れとるけど、坂の流れ方はあれ以上に大きいんですよ、死者こそ少なかったけど。そしたら、やはり、それには本気でかかる。その辺にやる気力があつたのか。

それから、これからもうやって県にでも、県にでなく、この道路の改良法、踏切

の改良法を利用して、何で言えなかったんか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

総頭川西踏切につきましては、高架橋の完成により交通量の転換を図ることとしております。

また、高架橋の完成時期は今のところ明示されておりませんが、早期完成に向けて県と引き続き協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 今の件にしても聞きます。ただ、もう全部は言わん。だけど、これは今の状態にしたところで、この高架橋を造ることには、おたくらがずっと前から、僕はこれで15回目の質問なんですよ、19年から。その中でやってみても、この問題が、今、おたくらは4年、4年で代わってくるからいいかもしれんけど、我々はそうやって、ここの中でそれができんのは、町長とこの議員だけです。

それでも町の地価が下がり、本郷地区が、それから人口が増えん。これさえ造っとけば、それから後は、確かに2番、3番は時間がないけえいうけど、2番、3番もほんま言うたら、あっこまで造ったら要らんのですよ。渡河橋も要らんのです、言うちやいけんけど。だけど造らにやいけん。造って坂町を発展さきにやいけん。この問題で僕はこうやって何十回も出して、討論しよるんです。だけど、おたくらは、部長にしても、課長にしても、それは次に代わりがつくからいいですよ。こっちはずっと言ってきた。その辺を高架として、それから今言う2番目の渡河橋、たったあれだけです。あれをしとけば、今、県道へ行くには、今になって、あのダンプの通り方、皆、知ってますか、毎日。今まで以上に多いんですよ。今まではダンプは向こうで土でセメントさえ持っていけば、現場で造りよったんです。今は全部こっちから土を出したやつですよ。1日のダンプの交通量を見ましたから。これからしても、この渡河橋、これをほんまにやる気がないか、その辺も一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 何か今の質問を聞いておりますと、本気でやってないような、そういうふうにもちょっと受け止められるんですけども、決してそんなことはございません。一生懸命やってやってやり尽くしてきて、やっどこまでこぎつけたという

ことであります。

やはり町内いろいろな方がおられるわけでありまして、そのいろいろな方のやはり合意を、協力を頂かないと、なかなか前へ進まんわけでありまして、そういう環境の中で、私もそうですけど、県の職員の担当者もそうですし、うちの担当、県道推進室をはじめ、ハード部門の職員も一生懸命やって、何とかここまでたどり着いたというのが現状でありまして、これからそれを引き続き、前に前進できるように県のほうにも働きかけ、国のほうにも予算の配分のお願いをしながら進めていきたいという、そういう強い決意は持っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 町長に言われたんじゃ、こっちは何にも言うことはないけど、これはほんまにこの県道を造るためには、もう県知事選挙で2回あったんですよ。あの25年のとき、私、言いましたよね、やはり質問を出して、今しかないぞと。知事に訴えるのは今しかないぞと。ほいじゃあ、また去年も知事選挙があったんで、これでも訴え、それでもこのたびは30年の事故があったんだから、何とかうちへ助けていうてもうちちょっと言えば、町長、それがこのたびは、2年に僕が出したとき、2年の11月に出したときに、高架橋の下部工事ができますと言いました。それで言うからよかった思ったら、3月5日から工事かかりましたいいですけど、今、見てみなさい。今朝も行きました。月に1回のぞくけど。写真をいっぱい撮って、どれだけ進捗したんですか。中ができてますか。テントはできてますよ。あのラムーの側にコンクリートブロックいうて、コンクリートの区切らん分をあそこにつつて、1メートル角を、それをぐるっと周っとるんですよ。仮ですよ、あれは。中を1メートル掘ってありますよ、20メートルぐらい。あとのそれからそこは一切やってません。それは今日じゃない。今朝も私は写真撮ってきたけど、今まででもあのテントのあの穴からずっと撮ってきて、やっとするけど、全然進捗してないんですよ。そうでしょ。その辺をひとつこれからどうなるのか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

高架部分につきましては、県から聞いた話によりますと、地下埋設物の位置が当初想定した位置よりも違った位置にあったということで、それらの移設であるとか、高架ですから、構造計算等をまたしなければならないということで時間がかかったとい

うことを聞いております。

また、そういったことによりまして、ＪＲ呉線の上の工事は当然ＪＲへ委託しなければいけないということで、それらにも調整を要したというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○８番（瀧野純敏議員） それを言われるんだったら、もうしなさんなや。それから、どうですか、私がこれだけずっと１６年間ためてきたけど、昨日の新聞でしょ、おたくが出した、これは。県道の進捗状況。何が書いてあるか。これ、２年前の２年のと全く同じことですよ。日にちが入っとらんですよ。だから私が言うのは、早く町長は一般の民間道路にしても、東環状線にしても、わしが死ぬまでにできるかの言うたんですよ。できますよ、すぐできますよ言うた。５年で造るつもりじゃった。それは分かります。だけどそれによって事故があったから、それは私も黙っております。だけど少しずつ、少しずつ、今回、思った。このたびも確かに水尻植田線を造ります。昨日も言ったように、これもまた尻切れトンボになるんじゃないかと。だから町道も一つずつやっていって、確におたくら覚えとるはずですよ、浜田線にしたところで、そうでしょ。恵美須神社にしても、半年であれが移動するという、最初、私、質問したときはしたんですよ。もう３年が来ようかいうのにそのままですよ。道路認可を下ろしてないわけじゃない。下ろしたんですよ。下ろしたにやらんじゃないですか。延滞金取るわけじゃなし、そのままほっといて、その辺はどうするんか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

道路整備事業というのは、当然個人の土地がございますわけで、そういった方に事業の説明をして、用地の買収をしてかかるということで、わずか数メートルの土地でもかなりの期間を要したという事例は多数ございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 補足で説明させていただいておりますが、先ほどの坂東環状線のお話も出たと思うんですけども、かなり町としては大規模なプロジェクトでございます。それを踏まえまして、今回、今年度から新たに実施されました通学路緊急対策

事業というものに位置づけさせていただきまして、交付金事業から補助事業というふうに切り替えて、予算を取りやすくして、目標としては5年間で何とか頑張っていきたいということで進めておりますので、町としましてもできるところは頑張っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時06分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「「地震・津波」の防災対策について」質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「「地震・津波」の防災対策について」の件について御質問します。

世界各地で地震や洪水、干ばつ、森林火災などの自然災害が相次いでいます。我が国でも阪神淡路大震災以降も北海道沖や福島県沖、熊本地震など、相次ぎ各地に甚大な被害をもたらしています。

また、マグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が30年以内に起こる確率を70から80%と公表しております。そして、強く警告しています。坂町の地震・津波の防災について見解を伺います。

一つ、南海トラフ地震による津波の確率の評価で、坂町は対象となっています。木造住宅が全壊し始める高さ3メートル以上の津波に30年以内に襲われる確率はいずれも6%未満です。浸水想定区域と被害戸数及び防災対策は。

二つ、南海トラフ地震防災対策推進地域指定基準に津波高3メートル以上が予想され、海岸堤防が低いという項目があります。町内の海岸堤防で該当する箇所とその対策は。

三つ、地震発生は不意打ち、突然に起きます。住民は自己責任で日頃から周知な備

えと行動が求められますが、でも一体何をすればいいのという不安が募っています。  
具体的にきめ細かい情報提供が必要です。今後の対応は。

四つ、坂町災害伝承ホールは津波災害の避難所として開設されました。現在は水害に関する情報の伝承や研修に活用されています。地震・津波に関する情報収集と、研修に対応できるよう整備運営すべきではないでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「「地震・津波」の防災対策について」の件についてお答えをいたします。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、広範囲で震度6強から6弱の強い揺れになり、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10メートルを超える大津波の襲来が想定されています。

本町ではこの地震により震度6弱の最大震度が起こり、最高津波水位は3.6メートルと予測されております。

御質問1点目の浸水想定区域と被害戸数及び防災対策についてでございますが、浸水想定区域は海拔3.6メートル以下の地域でございます。例えば横浜地区や小屋浦地区では相当の区域が浸水するものと想定され、また、町内全域での被害戸数につきましては、建物の全壊が519棟、半壊が1,563棟を想定をいたしております。

対策といたしましては、浸水想定区域外へより高い場所へより早く避難することが重要と考えており、浸水想定区域や地震津波発生時の避難に係る情報を記載しております坂町津波・高潮ハザードマップを平成26年に全戸配布をいたしておりますが、新たな避難場所の整備が終わった箇所がございますので、こうした情報を日頃から御家庭で確認をしていただけるよう、来年度にはハザードマップを更新し、全戸に配布をいたしたいと考えております。

2点目の津波高3メートル以上で海岸堤防が低い箇所と対策はについてでございますが、広島県が作成をしております海岸保全基本計画によりますと、町内には1か所、坂地区にございます。

対策でございますが、当地区は県が策定した広島沿岸海岸保全基本計画で要整備区間に位置づけられておりますことから、今後、県において整備が進められると考えております。

3点目の地震発生時において日頃から周到な備えと行動が求められるが、具体的にきめ細かい情報提供が必要ではについてでございますが、震度4以上の地震が発生した場合は、ジェイアラートによる情報提供を行い、状況に応じて防災行政無線による避難情報を発信をいたします。

坂町沿岸部において津波の影響が出るまでの想定時間が約4時間となっておりますので、ハザードマップで御確認をいただき、近隣の高台避難場所へ避難をお願いをいたします。

また、町内の各種施設や電柱等の目立つ場所に、海拔に応じて3色で示した海拔表示板を設置をいたしており、その場所の危険度を住民の方にお知らせをしているところでございます。

4点目の坂町災害伝承ホールを地震・津波に関する情報収集と研修にも対応できるように整備運営すべきではについてでございますが、本町での地震・津波に関する過去に大きな被害がないため、映像や写真を掲示することができませんが、施設内に地震・津波に関するパンフレットを置くとともに、地震・津波に関する情報や研修開催について、利用団体から要望がございましたら検討させていただきます。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） ただいま答弁を頂きました。一点ずつ質問させていただきます。

まず1点目、この津波の評価というのは、これは地震調査委員会が南海トラフの巨大地震が起こる大津波の危険性を確率で示したものです。30年以内にどんな大津波がどれぐらいの確率で来るかを計算したものです。それで、それに坂町は該当しとるわけです。ですからお聞きしたんですが、それで横浜地区、小屋浦地区の建物が全壊が519棟、それから半壊が1,563棟と予想されております。これだけ大きな被害が出ると予想しとるわけなんです、その該当地区とか、それから避難、これは該当地区については、避難の検討に重要な情報なんですね。そういう意識を持って該当地区の人は見られると思いますんで、これをどういうように該当地区に周知徹底するんかということをやまずお聞きしたいと思うんですが、それと、対策として来年度にハザードマップを更新して全戸配布するということになつとるんですが、現在、配られとるハザードマップを見ても、到底こういう情報は得られない状態になってお

ります。そこら辺でどういようにハザードマップの記載方法を工夫して改訂するんかという、この2点をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

今の全壊・半壊の1,563棟のことですけれども、これは広島県が作成しました坂町での被害状況でございます、坂のじゃあどこの場所かとかいうのは具体的には出ておりません。坂町内でのいうことで、この件数は出ております。

この件数につきまして、また浸水なんかにつきましては、現在、ハザードマップを見れば、どこどこの地区がこれは浸水するとかいうのが出ておりますので、そこは御確認ください。

そしてまた、ハザードマップを更新するに当たりましては、以前、これ、平成26年に作りましたけれども、ちょっともう少し分かりやすい形を制作に当たっては考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、ここに私はハザードマップを持っておりますけど、このハザードマップ、こういう情報は全く分かりませんよ。もう一度、そこら辺を精査して考えてもらいたいと思います。

それから、情報についても広島県にきちっと聞いて、それで坂町のどこが該当しとるんかというところも確認して情報を流してもらいたいと思います。重要なことですからね、これは。被害が出ると想定しとるんですから、これをきちっとその該当地区に、あるいは該当する家、個々に知らせてやらんと、何のためにこういう情報が流れてきたんかが全然役に立ってないと言わざるを得ません。よろしくお願いします。

2点目です。2点目は、これも南海トラフ地震防災対策推進地域というんで坂町が指定になっております。これは著しい災害が生じるおそれがあり、防災対策を進める必要があるという条件の下に、震度6以上が想定されると。3メートル以上の津波が予想され、海岸堤防が低いという項目があるんですが、それに該当するから、坂町はこれに載っ取るわけです。

そういう裏づけの下、ただいま答弁にありました1か所、坂地区という答弁がありましたね、1か所、坂地区にありますと。これはどこの場所を示しとるんですか。坂

地区いっても、坂地区海岸沿いが長いですから、ちょっと分かりません。その場所はどこなんですか。それをはっきりしていただきたいということで、これの対策が、県において整備が進められとると考えておりますと。考えておりますという表現でしとるんですが、全く他人事ですね。被害を受ける身としては、しっかりとそこらの場所を確認して対策していかんやいけんと思うんです。この対策にしてもいつ完了するのか。県も非常に、今、こういう関係で、災害対策でてんでこ舞いしておりますから、しっかりフォローしていかんと、後々になってしまいますんで、フォローもしっかりフォローしていただいて、いつまでに完成するんかというところまで確認してもらいたいと思うんですが、この2件についてどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

坂地区の1か所という場所につきましては、平成ヶ浜一丁目の沖でございます。護岸のところになりますけども、その場所になります。

それと、いつこれを、じゃあそこを工事をするのかということになりますけども、県のほうも優先順位があるようでして、まだこれがいつまでにやるとか、そういう答えは頂いておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 3点目です。3点目の質問は、私が問いたかったのは、答弁では地震発生時においていうようなことから、発生した後の処置について書いてあります。私が質問したのは、発生時の対応についてです。夜、寝とるときもありますし、家でテレビ見よるときもあります。そういうときに、地震が起きたときに、常日頃からそこら辺の対応を、ここの部屋で地震が起きたら、あそこのテーブルの下へ潜るとか、どういう対応をするかいうことを決めておかんと、地震が起きたときには対応できないということから質問をしとるわけです。

そういうことから見ますと、ここに答弁いただいたのは、全く答弁になってないです。そういうことから、一般の町民の方、小学校とか中学校の児童も対象です。例えば学校のほうでは、こういう地震・津波に対してどういような教育とか避難の訓練とかいようなのをやっておられるか、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 小中学校においても自分の命を守る、また、町民の命を守るということを基本に考えております。地震が起きれば、津波が来る前に高いところへ逃げると、これが基本中の基本でございます。そのための避難訓練も沿岸部の小学校はやっておりますし、また、そうしたときに自分がどうするのかといったような対応も考えて、主体的に何ができるかというのを基本的にまず第一に考えていくということでございます。もちろん余裕がある場合は、状況を見ながら教職員の指示の下、避難をするということも当然でございます。町民のケアにつきましては、余力があれば、しっかり子供たちがやってくればいいなと思います。まずは逃げることです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 子供に教育すると、持って帰って家庭で、両親とか家庭で話題になりますから、一番手っ取り早いんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

それと、最後の4点目ですね。4点目、災害伝承ホールの件で、答弁には事業団体から要望があれば準備しますというような、全くその気がないというような表現になっております。これは大変重要なことですから、津波、地震、いつ、明日起きるかも分からんというようなことですから、これを伝承ホールにそういう津波災害も自然災害ですから、今、水害ばかり目が向いております。しかし、地震・津波もいつ起きるか分からんという予測も、学者のほうもできませんと言うとるんですから、常日頃、やっぱり構えておかんと、こういうことが起こるんだと。起こったときにどうするかということを考えておかにゃいけんと。そういう意味からも、この伝承ホールでそういう情報を、坂町で起きとらんからありませんというんじゃないしに、起きとるところの情報を参考に対応をしていくのがこの伝承ホールの一つの役割であるとも思うんですが、そこら辺で、今後、どういうようにやっていくんかということを、再度、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

災害伝承ホールでございますけども、土砂の関係のものはいろいろパネルとか置いておりますけども、この地震・津波についても既にもうパンフレットとかも置いております。

また、今後につきましても、そういう地震・津波の防災ハンドブックなどができましたら、全戸に配布すると同時に、この災害伝承ホールにも置かせていただこうと思います。

今のその団体の方からそういった要望があればということでございますけども、やはり私らもこういう地震・津波のことはどっちかと言や素人でございます。やっぱり専門的な人の講師を派遣して、団体の方にも勉強をしていただくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 最後に、小屋浦の向田ポンプ場で、ここは非常に海に近い。

すぐ津波が来ると、このポンプ場に流れ込むと。そして、潮止まりの面積が一番小さいんですね、坂町の中で。わずかし、猫の額ぐらいしか潮止まりありません。ですから、重要なのはポンプの能力です。津波ですからどっと一時に来ます。今、我々が聞かされておるのは集中豪雨、50ミリのには耐えられますと、ポンプはですね、いうことを聞いてます。

このハザードマップの中にも、藤之脇ポンプ場と向田ポンプ場はピンク色になるんですね。ピンク色ということは、二、三メートル未満と想定されておるわけです。二、三メートル想定じゃったら、今の向田ポンプ場の猫の額ほどの潮止まりではすぐいっぱいになって、今度は三丁目のほうへ逆流するおそれが考えられます。そうすると、この前、大水害のときに1週間ほど浸かったばかりですよ。もうこういうことで逆流して、あそこに水が逆流すると、もうあそこへ住む人はおらんと思いますね。

先ほども人口を増やすために空き地とかなんとか言いよりましたが、全然話にならんことになると思うんですね。そういうこともできないと思います。

そこで、ここの潮止まりでどれぐらい海水がもてるのか。そして、逆流を止めるためにポンプの能力はどれぐらいないといけんのんかということはちょっと検証してもらわんといけんと思うんですが、そういうことをちょっとお願いしたいんですが、検討していただけますか。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

向田ポンプ場のことをおっしゃられておりますが、向田ポンプ場につきましては、

雨水の対策に伴う雨水のポンプでございます。津波等のどんだけ水が入ってくるか分からないものに対しての能力、そういったものは決めかねるものと考えておりまして、現在、そういった津波が来た場合のそういった施設に水が浸入しないような措置というのはこれから必要になってこようかと思います。そういうところは検討の材料として考慮していきたいと考えております。津波に対するポンプの能力の検証はできませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1 番向田清一議員から「新型コロナ禍での生活支援について」質問願います。

向田議員。

○1 番（向田清一議員） 「新型コロナ禍での生活支援について」お伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に歯止めがかかりません。エネルギーと食料を中心とする物価高で町民の暮らしは厳しい状況におかれています。所得の低い世帯は値上がりした生活必需品への支出割合が高く、とりわけその影響が大きいと言われています。

子どもが新型コロナウイルスに感染した場合、保護者は仕事を休んで看病しなければなりません。濃厚接触の危険もあります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、子育て世帯に対する町独自の施策をすることが求められています。

下記の点についてお答え願います。

一つ、新型コロナウイルスによって学校を休んだ児童生徒及び濃厚接触者となった児童生徒はいかほどだったでしょうか。

学級閉鎖、学年閉鎖、休校は学校ごとにどれほどだったのですか。

二つ、陽性の場合は、かつてなら10日、現在は7日間の隔離が必要とされています。また、濃厚接触者の場合は5日間の外出自粛、健康観察が必要です。この間の負担を軽減する町独自の施策も必要と考えますが、現状の支援策と広報、支援状況はどのようなのでしょうか。

三つ、子育て世帯生活支援特別給付金5万円の町で把握している対象世帯数は何件で、また、ひとり親世帯、非課税世帯、家計急変世帯、それぞれの現時点での申請世帯数はいかがでしょうか。

四つ、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金10万円の町で把握している対象世帯数は何件ですか。また、非課税世帯、家計急変世帯、それぞれの現時点での申請世帯数は。この給付金の申請期限が9月末までと迫っていますが、未申請者に対する周知、広報はどのように行うのでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナ禍での生活支援について」の件についてお答えをいたします。

本町においては、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた子育て世帯への心身や経済的な負担等を踏まえ、町内の子育て世帯の生活を支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町独自の施策として高校生相当以下の子、1人当たり1万円を給付する坂町子育て応援臨時支援金給付事業や、給食にかかる費用の一部を補助する保育園等給食費支援事業及び学校給食費支援事業などを実施をしているところでございます。

御質問1点目の新型コロナウイルスによって学校を休んだ児童生徒数等についてでございますが、新型コロナによって学校を休んだ児童生徒数は、令和4年4月から7月末までで延べ2,504名で、濃厚接触者となった児童生徒数は追跡が困難であることから把握できていません。

学級閉鎖、学年閉鎖、休校の学校ごとの実施回数でございますが、いずれも令和4年4月から7月末までで、坂中学校については学級閉鎖が12回で、学年閉鎖及び休校はございません。坂小学校については学級閉鎖6回、学年閉鎖が1回で、休校はございません。横浜小学校につきましては学級閉鎖10回、学年閉鎖2回、休校が3回でございます。小屋浦小学校につきましては学年閉鎖が1回で、学級閉鎖及び休校はございません。

御質問2点目の現状の支援策、広報、支援状況についてでございますが、保健所では新型コロナに感染して自宅療養をする方に食品や衛生用品の入った自宅療養セットを希望者へ配布しており、保育園・こども園においては、国からの通達により、令和2年度以降、各園より保護者に周知の上、新型コロナの影響により園児が休園した場合、休園日数に応じて保育料並びにおかずやおやつの費用である副食費を減免をしているところでございます。

御質問３点目の子育て世帯生活支援特別給付金についてでございますが、本給付金は新型コロナによる影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親家庭や子育て世帯の高校生相当以下の子、１人当たり５万円を給付するもので、町で把握している対象世帯数は１４３世帯で、そのうちひとり親世帯が９２世帯、非課税世帯が３２世帯、家計急変世帯が１９世帯で、町で把握している全ての世帯に申請をしていただいております。

御質問４点目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてでございますが、本給付金は新型コロナの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して１世帯当たり１０万円を給付するもので、町で把握をしている令和４年度における対象世帯数は１４８世帯で、そのうち申請を行った世帯は非課税世帯が１３５世帯、家計急変世帯が１世帯で、申請を行った世帯は合わせて１３６世帯となり、町で把握をしている９１．９％の世帯に申請を行っていただいております。

また、未申請者に対する周知や広報につきましては、対象となる世帯へ申請をしていただくよう郵送による個別の案内を行うとともに、広報さか、ホームページ及び公式ＬＩＮＥによりお知らせをいたしております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○１番（向田清一議員） コロナ支援に対する給付金が９１．９％の高い支給率に対して、非常によく頑張ったんじゃないかと敬意を表する次第です。残り８世帯と聞きましたが、家計急変世帯などもありますので、引き続き、努力をしていただきたいと思います。

子育て世帯生活支援特別給付金１万円、５万円、坂町子育て応援臨時支援金１０万円はいずれもプッシュ型で、役場のほうから申請書の案内が届いたようですが、家計の急変、収入が急変した世帯は申請が必要です。家計急変による受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できない世帯に対して、令和４年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形で運用改善を図る、こういうことが原油価格、物価高騰などに関する閣僚会議で話されていまして。坂町でこういうことが実施できるんでしょうか、お伺いします。

いずれにしても、きめ細かな案内、指導を、今までみたいな坂広報でお知らせする

だけではなく、包括支援センター、民生委員の方々、坂町見守りネットワークにもたくさんの方々の協力機関があります。この方々の協力を得て、学習会も開いたりして、訪問とか電話をして、活用が必要と思われそうですが、どのような対策をされるのでしょうか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの子育て世帯生活支援特別給付金については、プッシュ型によってほとんどの非課税世帯の子育て中の世帯について給付が完了しているところでございます。それで、それ以外のひとり親世帯についても、非課税世帯については、把握している限り、今のところプッシュ型で広報したところでございます。

そのほかの、今、議員さんがおっしゃられました家計急変による方については、今、おっしゃったように、いろんな関係機関にお知らせして、こういう制度がありますよということをお知らせしたり、窓口のほうに、民生課のほうにいろんな相談で来られますが、そういう方に対しても、こういう制度がありますよというのは周知しております。

そのほか、答弁にもありましたが、広報、ホームページ、公式LINE等でもお知らせしているところでございます。

なかなかこれ以上のことは、申請の必要があるというような制度でございまして、難しいので、今のところ、こういった努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 家計急変に対するプッシュ方式でございしますが、家計急変については、あくまでも申請をしていただくということになりますので、急に所得が減ったという方になるんで、ちょっと町のほうでは把握をできませんので、プッシュ型ということではなくて、申請ということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時41分）

（再開 午後 1時41分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 私の住んでいる集合住宅でもコロナ感染症に罹患された方がいらっしやいます。面会ができない、回覧、物を渡すこともできません。買物も大変なことになっています。本人も食糧支援があるということを知ってないみたいです。

今、全国的にも食糧支援が至るところで実施されています。東広島では食糧支援は御飯、カップヌードル、ビーフカレー、サンマかば焼き、ゼリー、牛乳、喉あめ等、多彩で、50品目を超えています。3日分ほど支給されるそうです。申込みは午前中、最短当日午後には届くそうです。遅くとも翌々日にはお届けしますとあります。このコロナ支援物資、荷物は玄関先の置き配とし、支援物品とは分からないように配送します。コロナに対する配慮もしてあるようです。広島県でもコロナ自宅療養相談センターで実施しているとも聞いています。坂町ではどのようなになっているのでしょうか。

東広島市の職員に聞きましたところ、県・市両方から支援品は受け取れますよとのことでした。

昨日の中国新聞でも、廿日市市の状況が出ていました。当初、8月末までの予定だったそうですが、感染者の高止まりで延期を決めたそうです。配布総定数の2.5倍、1日103人が利用しているそうです。一刻も早くこのような対策を取ってほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

やはりこのコロナ禍の中で感染者が増えていくということで、支援物資がなかなか行き届かないということは承知いたしております。保険健康課のほうにもそういった物資が届かないというお電話を頂きます。ただ、坂町ではどの方が感染されているのかということがまず分からないということがございます。こちらのほうにお電話を頂いた方については丁寧に御説明をし、県のほうを御紹介したり、また、お電話が難しい方については、こちらのほうが県のほうに、Aさんという方が物資を頂きたいとおっしゃってます。どのようにしたらいいのでしょうかということで、こちらがお手続をする場合もございます。

また、土曜日、日曜日につきましても、保健師のほうが共通電話を持って帰っておりまして、土日についてもそういった御要望等をお伺いし、対応できるようにいたし

ております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 他の市町もやっているんで、できたらそういう方策も検討していただきたいと思います。

次に、コロナ関係、災害などもそうなんですが、国民健康保険税、後期高齢者保険税、介護保険税、国民年金などの収入の急激に下がった方への保険料の減額、徴収猶予が実施されています。この実施状況はどれほどの方が利用されているかお聞かせください。

この減免猶予は坂ホームページでも掲載されていますが、他の広報妙案があればお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 松谷税務住民課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

国保・介護・後期の減免でございます。数字につきましては、詳細は、今、持っておりませんが、国民健康保険税、あと介護保険税で減免が令和2年、3年とございました。令和4年度につきましても、国民健康保険税のほうで減免の申請を受けておるところでございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、今のところ申請の件数はゼロ件でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 原油価格高騰、物価高騰で経営が悪化している中小企業に、令和元年度比で収益が20%以上減少の方に補助金、法人で20万円、個人事業主で10万円が支給されてきましたが、この周知徹底と、どれほどの案内が行き、給付実績はどれほどだったのでしょうか。

予算説明会では、一般の法人141事業所で大体30%見込みで42事業所、個人事業主で30事業所が対象と聞いてます。漁業者の場合は法人が3事業所、個人事業主が30事業所、合わせて105の事業所が対象になっています。

坂町の基幹産業でもある漁業者は小規模の事業者が多く、経営のリスクが多いため、支給要件緩和をするとありました。どのような内容だったのでしょうか。効果はあっ

たのでしょうか。この制度は8月31日で終了しました。問題点と今後の課題を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） ちょっと細かい数字は手元に持っておりませんが、たしか85件の申請があったというふうに記憶しております。ちょっと漁業者とか中小企業という細かい数値が、今、手元にはございませんが、たしか漁業者につきましては、大半の方が申請されていたというふうに思います。

基本的には、漁業者につきましては申請をしていただければ、漁業で生計を立てている方につきましては支給するというふうになっておりましたので、大半の方が申請されていたと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 最後になりましたが、コロナ感染が高止まりで猛威を振るっている中、多くの方が困窮されています。せっかくいろんな制度があっても、対策がなされているにもかかわらず、広報、案内の不備など、本当に困った方の手助けになっていないのではないかと。特に家計急変世帯などが不安でなりません。坂町職員一丸となって、また、町民の協力を頂きながら奮闘が必要です。町長の決意のほど、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 新型コロナによりまして、いろいろな弊害と申しましょうか、そういうものが出ております。国の支援策も踏まえ、あるいはまた、広島県の支援策も踏まえ、可能な限りコロナ禍の中で苦しんでおられる町民の方々に行政サービスを徹底をしていきたいというふうにこれまでもやってきておりますし、これからも引き続きそれを続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「雨水排水路清掃活動の件で伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「雨水排水路清掃活動の件」で伺います。

去る令和4年5月、住民福祉協議会の公衆衛生部から、横浜東地区で雨水排水路の

一斉清掃を行うため、各家庭から1名以上参加との事前通達があり、令和4年6月5日、日曜日、排水路清掃を実施いたしました。

清掃終了後、横浜東地区住民の一部から、特に低地帯に住む何人かの人から、「若い人の参加もなく、蓋かけしてあるグレーチングの蓋を取り外し、砂をかき上げるのが大変なんよ。高齢化もあり、70歳以上が中心で、暑いししんどいわい」と。また別の地区の人は「グレーチングの蓋が重いから小さいのに変えてくれんかのう」と。

「業者にやってもらえばいいのにのう」など、清掃実施は昔から住民として当然やらんといかんという意識が強く残っているため、今もやむなく継続して実施している状況であります。

そこで、地区の住民協会長に役場から清掃要請がありやっているのかと確認したところ、「自主的に公衆衛生部の行事の一つとして昔からやっている」とのことでありました。

そこで、よく考えてみると、道路の蓋かけは、狭い道路を広く活用する、下水道が整備され、排水路は基本的には雨水を受け海に流すためのものであり、ゆえにグレーチングの蓋は雨水を流すためや途中で流れが止まったときに点検するために設けられているのであり、適時、住民が取り外し、管理していくものではないと考えられます。住民が管理できることは、グレーチングの蓋周辺からごみ、砂ができるだけ入らないように注意してもらうことだと考えております。

道路の蓋かけが少なかった時代からの年1回の排水路清掃、高齢者が腰を痛めたり、排水路に落ちてけがをする前に、町として実施する必要はないと町からの意思表示を要望いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「雨水排水路清掃活動の件で伺う」の件についてお答えをいたします。

雨水排水路の清掃につきましては、各地区において年に1回程度清掃活動を行っていただいているところでございます。行政の公助のみならず、自助、共助の下、地域で支え合い、御活動いただき、各地区の住民福祉協議会並びに地域の皆様に対しまして感謝をいたしているところでございます。

一方、重機等が必要で、住民による清掃が難しい箇所につきましては、要望を受け、

町が業者等に依頼をして対応をしているところでございます。

各地区の住民福祉協議会が行う地域の清掃活動について、地域でできる箇所につきましては、御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますが、近年、清掃活動などの地域の奉仕活動では高齢者の方々に負担がかかっている現状があるため、若者の奉仕活動への参加を促すことや町事業として行うことなど、財源も含めて議論を深めていく必要があると考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、答弁を頂きました。

質問したのは、実施する必要はないよと。危ないし、腰を痛めてもあれだからいう答弁をお願いしたつもりですが、やはりちょっと公助とか自助、共助、こういう答弁が出てきて、最終的にできる箇所につきましてはいうて、やらんでもいいというのは言われんということみたいですね。

そこで、ちょっとお聞きしたいのは、排水路の清掃のできる箇所ということになると、蓋かけのないところかな思ったり、どういうところを想定されておりますか。ここで答弁された内容を、どういうところを想定してこういう答弁になったか、それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

想定している地元の住民協の方々にやっていただく清掃活動としては、道路路面の清掃であるとか、軽い蓋がところどころありますが、そういった軽い蓋をめくって清掃していただくとか、街路樹の清掃等を想定しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと範囲が何か広がったようなあれだけど、清掃は清掃で草刈り、これはやりよるから、ただもう一点、またちょっとお聞きしたいのは、今、住民協のほうに町のほうから大体清掃活動じゃなくて、要は排水路の清掃について、この6月頃、協力をお願いするとかいう文書が来るんかな思いよったんじゃけど、これ、昔、来よったんかな。最近、来ずに、何か自主的にやりよるいうようになってしもうとるんだけど、じゃあ何でするんかのという思いがあるんですが、えらいえら

い、しんどいしんどいいうし、また、下手にグレーチングをど素人がばんばんこうやってやると傷むけん、プラスにならんような気もせいでもないんじゃないけど、そこで、全体の答弁は今回も曖昧な答弁いう感じになって、今の課長の返事も小っちゃいところとかいうあれじゃけど、ここでちょっとお聞きしたいのは、町内の各行政区で、16ぐらいあるんかね、どれぐらいの地区がこの時期にやってくれよとか、その辺を把握しとりますか。それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

環境防災課のほうにそういった溝掃除をするとか、公園清掃をする、道路清掃をするというときに、後でごみが出ますので申請が出ます。いついつはどこの地区でどういう清掃するとか、それでごみを置いとくので取ってくださいという要望がありまして、今現在、今年度ですけども、そういった申請が出て、溝掃除なんですけど、3地区、住民福祉協議会のほうから出ております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、3地区言われたんですね。3地区いうたらあんまりやってないんですね。13じゃないんじゃない。聞き取れなかったけん。三つだけね、3地区だけね。

今、3地区だけやっておると。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ということですか。3地区ぐらい集めると、もしこれやめたら何か問題ありますか。ちょっとしんどいし、できるところということになると、蓋かけのないところくらいかなと、やったとしても。そのまま雨水で強い雨が来れば流れてしまうようなあれで、よほどたまったらちょっと近所の人が役場に連絡し

て、あれは取ってくれというような仕組みでいいんじゃないかなと思うんだけど、要はそんなあれで、グレーチングが傷がついたり、バールを一々買うてからこうやってやったり、そんなのを何か昔の古いやり方でやりよるような。中にはもうグレーチングが大きいけん、あれも小さいのに変えてくれとか、質問でも入れとりましたが、そんな方向にいったりする。あっさりやらんほうがいいんじゃないかなと思うんじやけど、どうですかね、町長。その辺をはっきりいうか、曖昧な答弁じやけど、ほいじやあ曖昧で判断させてもらうような感じですかね、こっちに対して。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われるとおり、清掃活動もなかなか若い世代の方々が協力が得られにくいというような状況は町内全域にあると思うんですけど、ただ、若い人たちが多い地区もございますんで、そこらは、そういう地区はそういう地区で協力をしながらやっておられる地区もひょっとしたらあるんじゃないかというような思いもしておりますけれども、全体的に高齢者の方がそういう清掃活動は主役になるというような傾向が多いようにも受け止めております。

また、この排水路の清掃のみならず、例えば遊歩道の維持管理、草刈りとかですね、そういうことにつきましても、これまで、3年前までは町政懇談会等も開いていただいておりますけども、そういう場でぼつぼつもう若い世代がいなくなったんで、遊歩道の管理等もいろいろ考えてもらわにゃいけん時期が、近い将来、来るんじゃないかというような意見も頂いております。

そこらを総合的に考えますと、やはりある時期、考えなければいけないのかなという思いもありますし、今、現状でも、例えば総頭川の一斉清掃等は坂地区の各住民協さんが出ていただいてやってもらっておりますし、あるいは、瀬戸内リフレッシュの海岸清掃も、毎年、700名から800名の町内の方が出ていただいて、参加していただいて、清掃もしてもらっております。それもやはり地域の、ある程度、一体感と申しましょうか、絆と申しましょうか、そういうものを維持、継続、あるいはまた深めていく一つのことに繋がってくるんじゃないかというふうな思いもございますし、なおかつ、今回のそういう質問がございましたんで、町内の全域で大体8万メートルの排水路があるそうでございます。それを仮に町が、年1回、一斉に業者に発注をして清掃しますと、積算上、計算上は4,300万円ぐらいかかるということでございますけれども、ひょっとしたらまだかかると思うんですね。そうすると、やっぱり5

千万円ぐらいかかるということで、これも町全体の予算規模からすると大きな支出にもなってきますし、先ほどもどなたかがおっしゃっておられましたけども、いわゆる生活弱者の方の支援を云々ということで、これも1,400万円ぐらいの云々ということもございました。それで今の遊歩道の管理等も行政に全て任せるということになりますと、やはり相当の毎年負担が出てくると思うんですよね。

そうすると、そこらを皆さんに少しずつ負担をしていただきながら、そういう活動を業者に発注をして進めていくということになりますと、やはりそういう面での財源も町民の皆様とやっぱりいろいろと議論をしながら、合意形成に向かって話をしていくようなひょっとしたら時期も来ておるんじゃないかないうような気もいたしております。

そういうことで、これからそんなに、今日お話があった、質問があったんで、ほいじゃあ年内にすぐ結論を出すわけにはいきませんが、今、またコロナの関係がありまして、なかなかそれぞれの地域に出ていきまして、そういうことの説明をさせてもらう機会もなかなかないということもあります。

そういう中で、どういうふうにしたらより町民の皆様にそういう、議会からの意向もあるわけでございますんで、そういう議会からの意向もある種どうだろうかという発信をさせていただくような機会をこれから持てるようにちょっと考えていきながら、総合的に整理をしていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） すみません、水路ではないそうで、道路であるようでございまして、水路はどうなるわけ。失礼しました。道路のほうだそうでございます。どうも失礼しました。訂正をさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「再度問う 高齢者の活動参加にポイント制導入を」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「再度問う 高齢者の活動参加にポイント制導入を」の件で質問します。

本件は平成29年9月定例会で質問をさせていただきました。その後の進捗状況、導入予定をお聞きいたします。

この広島市のポイント制の趣旨は、70歳以上の高齢者にポイント手帳を交付し、

各活動のポイント合算分を年1万円を上限に振込支給するもので、高齢者を活性化し、医療費削減に寄与するものとされております。

詳細については、当時の議事録等を参照いただきたいと思います。

この制度は平成29年9月に広島市が手始めに実施し、府中町、海田町が順次導入、本町でもその導入時期が来ているものと確信し、質問します。

一つ目、府中町、海田町は広島市に賛同して順次実施し、互いにポイント相互付与制度をつくり、連携しつつ、高齢者の活性化に寄与しております。本町の未実施は高齢者施策を考えていないことにつながるが、見解を伺います。

2点目、高齢者のバス代、タクシー代として広島市に準じポイントを付与し、高齢者の行動範囲がさらに広がる施策としてはどうでしょうか。

3点目、百歳体操の参加者に硬直化、マンネリ化が蔓延し、未実施の地区もあります。全町的に浸透するためにはこの制度が必要ではないでしょうか。

4点目、百歳体操以外の諸行事に参加するように促すことも必要で、老人クラブ連合会などの参加者不足解消対策にすべきであると思います。

5点目、この制度は本町においては既に実施時期が来ていると思いますが、令和5年度実施に向け予算枠を提示いただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度問う 高齢者の活動参加にポイント制導入を」についてお答えをいたします。

本町では、第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画において、「高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまち さか」を基本理念とし、高齢者福祉の推進及び介護保険事業等を推進をいたしております。

御質問1点目の本町のポイント制度の未実施が高齢者施策を考えていないことにつながるが、見解はとのことでございますが、本町の高齢者施策につきましてはニーズ調査を実施し、計画に基づき各種施策を実施をいたしており、考えていないということにはつながらないと認識をいたしております。

御質問2点目の高齢者のバス代、タクシー代として広島市に準じポイントを付与し、高齢者の行動範囲がさらに広がる施策としてはどうかにつきましては、高齢者施策の中での外出支援につきましては、外出が困難である方を含め検討する必要があること

から、ポイント制度を利用できる方のみを対象とする施策は考えておりません。

御質問3点目のいきいき百歳体操の参加者に硬直化、マンネリ化が蔓延し、未実施の地区があること、御質問4点目の老人クラブ連合会などの参加者不足解消にポイント制度が必要ではないかにつきましては、いきいき百歳体操は、この体操を継続することで御自身の筋力を維持し、健康増進、認知症予防につながることを皆様に啓発し、各地区で自主的に始められた体操でございます。

未実施の地域につきましては、地域包括支援センターとともに継続して啓発をしてまいります。

また、老人クラブ連合会につきましては、加入される方が減少していることは課題であります。各クラブにおいて多種多様な行事を行っていただけるよう、本町は広島市を上回る補助金を交付し、継続した支援を行っております。

御質問5点目の令和5年度実施に向け予算枠を提示いただきたいとのことでございますが、広島市が実施したポイント事業に参加されている方及び不参加の方に対しアンケート調査を実施した結果、ポイント事業の改善すべき点は何かという問いに対し、ポイント事業に参加できない人への対応についてが第1位に挙げられております。

また、厚生労働省の地域支援事業実施要綱において、ポイント付与の取組については参加される方への意欲の向上が期待される一方、参加対象者の偏りや費用対効果の点については、社会的に理解の得られる範囲を見極めながら進めることが重要であるとされております。

本町は老人クラブ連合会への補助金や敬老祝い金等、手厚い支援を行っております。このような中、高齢者のみの活動に対し奨励金を支給するという施策につきましては、公平性の問題もあり、また、自主的に各種活動が行われている本町の文化や地域性になじまないものと考えております。

現在、コロナ禍において各地区へ出向いての啓発活動が難しい中ではございますが、行政と地域包括支援センター等が連携し、町民の皆様が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていただけるよう、町民の皆様と行政が役割分担を行い、公助に頼るだけでなく、地域における自助、互助、共助による地域共生社会を目指す中で高齢者施策を進めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、枝をちょっと論議するよりも、真髓をちょっと確認したいんですけども、要は答弁内容を聞いて、がっかり、愕然と私はしてるんですね。町長、この本件は、高齢者に対して坂町を挙げての大イベントだと私は思うんですね。金もようかかると思うんです、これ。お金がかなりかかると。やはりこの辺は高齢者施策として、要はある程度、基金に入れ込むんじゃなくて、この高齢者施策に前向きにやろうとする一つの大イベントというのは、各課にまたがる大イベントだと思うんですね。だから、これは、町長、そんなふうに言っていただいて、将来、やっぱり町長の方針としてやるべきじゃと思っとるんか、ずっとやらなくてええんじゃと思っとるんか、その辺をちょっと見解ください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 高齢者施策につきましても、いろいろ対応はしてきております。先ほど答弁で申し上げたとおりでもありますし、例えばコロナの感染症に関わるワクチン接種等につきましても、高齢者の方にはかなり高齢者に対するサービス面の観点からも、ソフト面に関するサービスにおきましても、多分、よその自治体に負けないような対応は講じておるつもりでもございます。一つの例でございますけども、そういうこともあります。

それともう一点、やはり全体的に皆さんが本当にどう思われておるんかいうのを総体的にやはり確認もする必要もあると思います。もちろん議員がおっしゃったように、財源もかなりのものが必要になってくると思いますし、そうすると、高齢者に対する行政としての行政サービス、この中で何をどうしてその部分をどうするんかいうことも議論をしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、各老人福祉連合会を含め、各地区の老人会の皆さんともいろいろそういう意見があったんじゃけど、どうだろうかということも、先ほど申しましたように、議論をしていきながら、より多くの対象者の方、該当される方々の御意見を聞きながら、その中で集約をして、そして、財源を確保するためには、こういうことはこういうふうにしなければならないとか、ただそこだけを切り取って、それを取り入れるというのはなかなか難しい、全体的な予算配分からすると難しいことになろうかと思います。

いずれにしましても、これからも高齢者対策につきましては、町ができる可能な限り、バランスのある、多くの高齢者の皆さんに同じようなサービスが届くような、そ

ういうふうな施策をこれからも継続し、または発展をさせていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） あくまでもこれは5年前に提案したんですけども、それから迫ってくるのは、先ほど質問に上げましたように、府中町、海田町はそれに相互付与ということで、お互いに疎通を取りながら、市内で海田町の人が出た場合でも、一応判こをつくというようなことだと思うんですね。だから店が少なかったりする、イベントが少なかったりするけん、そういうことで、広島圏域としてやっぱり組もうとしてる、同調してるんですよ、近隣では。

だからそのことで、坂町は今の答弁から見たら、高齢者施策はニーズ調査を実施して、各種施策を実施しているというようなことを、今、町長の答弁でもあったんですが、具体的にはその辺のニーズ調査をしてからやってるいう、その今の、これは今回のポイント制は、私たちが思うのには、ニーズ調査でなくて、行政的に出す施策なんですよ。だから、今、町長答弁ありましたように、お金がようけかかる話もいっぱいあるんですけども、やはり近隣が全てやってるんで、坂町がやらないことは情けないじゃないですか。だから坂町は遅れているんですよ。私ども他町から言われてます、一緒にいろいろとやってますんで。

どうなんですかね。何しろ、今後、早々に何とかこの施策を一部でもええけん、連携できるような形のものを取ってもらいたいと思うんですけども、どんなですかね、これ。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

広島市さん、海田町さん、府中町さん、こういった取組を始められた要因というものの一つに、多分、老人クラブの加入率というのがあるのではないかと思います。本町の老人クラブの加入率、実は平成28年に35%の方が加入されてたんです。今現在、ちょっとコロナ禍ということもあるのと、あとは高齢者、60歳以上の方でも就労されている方、定年制が延びておりますので、そういったことで、今はちょっと30%は切っております。広島市、海田町、府中町さんは10%台の加入率しかないんですね。そういったことから、こういう制度を利用して、そういった活動に参加していただけるようにということで始められてると思います。これが本町の地域性という

ところでもあると思います。しっかりと高齢者の方がそういった活動に御参加いただいている。

いきいき百歳体操についてもそうでございます。私たちがこれをしてくださいと言ったわけではないです。ただ、地域に出向いて行って、こういったことをすると筋肉が丈夫になり、筋力が保て、また、認知症予防になり、また、今日は来ない方がいれば安否確認、そういったことになります。皆さんの助け合いの中で、こういった健康づくりと安否確認、両方のことができますよということを投げかけましたら、地域の皆さんが自ら立ち上げられ、ほかの地域がそれを実施していらっしゃるといえば、その地域に見に行かれるというような、そういったすごくいい地域性がございしますので、そういった地域性を今後も伸ばしていきたいと思っております。

このポイント制につきましては、先ほどから町長の答弁ございましたように、やはり全体的なことを考えて実施する必要があると思います。仮にポイント制を実施するといたしましたら、昨日、出下議員から御質問いただきました地域支援事業、こちらのほうの事業に該当いたします。この事業を実施するということは、また、いつも申し上げますけど、皆様の保険料に全て関わってまいりますので、そういったこと、全体的なことを考えながら事業は実施するべきだと思っておりますので、現在のところ、坂町ではポイント制度の導入を考えてないということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 3点目の質問をします。

今、言葉が出ました百歳体操に関してなんですが、単純に今現在の現状はいろいろと御存じだと思うんですけども、各地区が自主的に始められたということ言われているんですね。私どもはやっぱり国保の一環といいながら、今、地域支援事業のほうから金を出すんだいうんだから、国保の一環といいながら、これが全町まとまっていないうんですね。

その内容というのは、要は住民協単位で見ると、ある地区では実施されていないところがありますよね。やってくれいうてもやってくれないとかなんかいうのは、やっぱり行政の対応がまずいんじゃないかな。

ある地区では、見るに見かねて、褒賞としてバスの回数券を差し上げてるところもあるんですね、集めるために。参加者を求めるために回数券を出したりしてるとこ

ろもあるんです。

だから、そういうふうな出費なんていうのは、何か国保の一環として云々というのはちぐはぐ性があるんじゃないかの、これ。やっぱり全体の高齢者活性化に、何か知らんけど程遠いものがあって、ちぐはぐ性があるんですよ。だからこそ、こういうポイント制のやっぱり導入というのは、組織の何か統一いうの、やっぱり全町的にやるべきじゃないかということをおもって思っていますが、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） いきいき百歳体操とかは国保ではなくて介護保険のほうで行っているものでございます。それとあと地域で参加者を募るためにバスの回数券をとということです、そういう趣旨ではないと私はその地区のほうからは伺っております。

それと、こういったポイント制にお金を投入して人を集めるべきではないかということではないかと思うのですけども、やはりそういったことでは長続きはしないと思います。やはり皆様が自主的に、自分のために、自らの健康のためにやろうという、そういった気合を持たれて活動を始められるということが一番重要なことであると考えております。

今、コロナ禍でございまして、町長の答弁にもございましたが、私たちは地域に向いて皆様に直接啓発をさせていただく、顔の見える関係で啓発をさせていただくことが今できない状況ではございますけれども、地域包括センター、民生委員さん、あとは社会福祉協議会等と連携もしながら、また、介護保険のほうではケアマネジャー等とも連携しながら、地域の皆様の状況をしっかりと把握し、今、何が必要なのかということで高齢者福祉を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっといろいろと合点がいかんですね。

結局、百歳体操の指導者が、私がやるよということで手を挙げられてやってるんですよ。そのマンネリ化という表現をさせてもらったんですが、まさに今後どうすりゃええんやいうて、全然集まらんよと、固定化してるよというような認識を持ってるリーダーが多いんじゃないかと思うんですよ。だから次のステップはどうかのいうて、やはり例えばあるところから50ポイント、50判こをついたら、何か褒賞をくれやと

というようなことも言われたことがあるし、何か節々のことが、１００回でどうのこうのじゃなくて、節々のことで迷ってるんですよ。

だから、今、自主的に出ると言われたけど、そんなに自主的に出る人が、来んさいよいうて来るということがあって、意外とラジオ体操方式の手帳に判こをもらって出るということが、意外と大人になってもそれが継続になるというようなことがあるんですけど、それが今回の場合は金銭にどうのこうのというんですけども、いずれにしてもマンネリ化してるんですよ、百歳体操は。あるいは、継続は危ういんじゃないかと思うんですけど、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） いきいき百歳体操、これをやる趣旨というのは、同じ運動ではありますが、これを継続することで、先ほどから何回も申し上げてますが、自分の筋力を維持するということ、これがやはり認知症予防の一步になるということでございます。

このいきいき百歳体操も、やはり皆様高齢化してくるにつれて、ちょっと動きが早過ぎてついていけないということの御意見も頂いた中で、実は今年度、ゆっくりとしたバージョンの体操をつくっておまして、既に老人クラブさんであるとか、住民協さんのほうへの配布を保健師のほうから御連絡させていただいて、自宅でもできるようにということで、お配りしていると思います。

ですから、マンネリ化というのではなくて、これは続けることに意義があります。そのいきいき百歳体操で集まった方が次に何かをされるかというのは皆様がお考えいただいて、皆様の地域性に合ったやり方のものを活動をしていただくことが重要ではないかと考えております。

ですので、いきいき百歳体操がマンネリ化することはなく、それから先のことを考えていく。また、ここを考えていくに当たりましては、地域包括センター、行政、保健師と協力しながらさせていただきたいと考えておりますので、いつでもお声がけいただくとともに、また、こちらのほうからもコロナ禍が落ち着きましたらお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○６番（柚木 喬議員） 最後の質問をします。

やっぱり現場で出たほうがええよという声かけを最初からやられている方がやっぱりだんだんだんだん出なくなったら、何とかせんといけんというようなことを、マンネリ化というような表現がまずかったかどうか知りませんが、そういうことが、今、必要なんですよ、今の答弁いただいた内容ですね。やっぱり続けるためにあるんじゃないけど、その真意はリーダーは理解してるんじゃないけど、参加者がいないということは、どうすりゃええんじゃないかということなんです。

それで、最後の質問ですけども、２点目のバス代、タクシー代については、広島市は交通費として３千円を支給してるんですね。これはポイント制の中に絡めて、ポイント制は７千ポイント取れる。あと３千ポイントは交通費で支給するよということが、当時の２９年度の趣旨だと思うんですけども、答弁いただいたのは、バス代、タクシー代については、答弁は外出が困難である方を含め検討する必要があることから、ポイント制度を利用できる方のみを対象とする施策は考えてないということを言われたんですかね。外出が困難である方を含め検討する必要があることから、ちょっといわゆるバス代、タクシー代については、受益者負担ということを貫いておられるんで、何らかの補填をしてもらいたいということで、今、考えるわけですけども、やっぱりバスが１５０円になったけども、行ってないところもあるし、そのうちに高齢化になって、病院に行くのにタクシー代を使うとかいうようなことがいっぱい声で聞こえるんですよ。だからこそ、単純に地域的にバスを使用できない方、タクシー代とかなんかですね、これを支給すべきであると私は考えるんですが、その辺はどんなでしょう。町長ですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） このポイント制を利用して、そういったタクシー代、バス代を支給していく。やはり、これ、先ほどから申しておりますけれども、ユニバーサルサービス、皆さんが利用できるものではなく、その利用できる方だけが恩恵を被るという制度になると思っております。やはり全体的に高齢者の行動範囲が広がる施策についてということですけども、今回の事業計画を立てるに当たり、ニーズ調査をいたしました。その中で、やはり外出ができないという高齢者の方が多くございましたので、そういった方のことも全体的に考えながら外出支援を考えていくということを町長の答弁でも申し上げております。そういったことから、このポイント制、利用できる方だけにバス代、タクシー代を付与していくということは考えておりませ

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時45分とさせていただきます。

(休憩 午後 2時32分)

(再開 午後 2時45分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　日程第２　議案第６０号「令和３年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第３　議案第６１号「令和３年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第４　議案第６２号「令和３年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第５　議案第６３号「令和３年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第６　議案第６４号「令和３年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の５議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第 2、議案第 60 号から日程第 6、議案第 64 号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 6 0 号「令和 3 年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 6 1 号「令和 3 年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 6 2 号「令和 3 年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 6 3 号「令和 3 年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第 6 4 号「令和 3 年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して御説明を申し上げます。

令和３年度の一般会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策に経費を要した中、国県支出金の活用や地方交付税の増額などにより、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の１７５ページをお開きください。

歳入総額８３億５,６４７万８,３９０円、歳出総額７２億２１７万８,３９３円、歳入歳出差引額１１億５,４２９万９,９９７円となり、翌年度へ繰り越すべき財源９億２,４４９万９,６７５円を控除した実質収支額は２億２,９８０万３２２円になりました。

前年度に比べ、歳入決算額は１１億９,４３３万９,９６５円の減、率にして１２.５％の減となり、歳出決算額は１５億８,３６０万５,０５７円の減、率にして１８.０％の減となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明申し上げます。

１５ページの町税は２１億９,６９１万３,３３９円で、前年度に比べ４,５０５万５０７円の増、率にして２.１％の増となりました。

また、徴収率は９８.１％となっております。

２１ページの地方交付税は１２億５,２３８万７千円で、前年度に比べ３億１,２４６万５千円の増、率にして３３.２％の増となりました。

２７ページの国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業などの実施により２２億７,８３６万２,７９５円となりました。

５１ページの町債は、臨時財政対策債、災害復旧債など４億７,１１３万８千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明を申し上げます。

総務費では、６３ページの財政管理費が、財政調整基金積立金などにより２億２,９３０万８,７８０円となっております。

民生費では、８７ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などにより４億５,１２２万６,７９９円、９５ページの児童措置費が、子育て世帯への臨時特別給付金などにより５億７８万３,７３５円、９７ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより５億７,１５８万９,０８２円となっております。

衛生費では、１０３ページの予防費が、新型コロナウイルスワクチン接種事業など

により、繰越明許分を含め２億２０６万７,３６４円となっております。

土木費では、１２３ページの道路新設改良費が、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許及び事故繰越し分を含め１億８,０９３万３,４９５円、１３１ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により２億３,５５５万９千円、公園費が、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許分を含め２億７,２６２万４,８５７円となっております。

教育費では、１４５ページの小学校費及び１４９ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ２億１６８万６,４６２円となっております。

災害復旧費では、１７１ページの道路橋梁災害復旧費が、平成３０年７月豪雨の復旧工事費などにより、繰越明許及び事故繰越し分を含め７億２６５万１千円、公債費が、町債元金繰上償還金の減により４億６,６０８万６,０１９円で、前年度に比べ２.２％の減となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

２０５ページをお開きください。

歳入総額１３億２４８万８,４５１円、歳出総額１１億５,９１６万２,５８７円、実質収支額１億４,３３２万５,８６４円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は１,５９３万８,８６６円の増、率にして１.２％の増となり、歳出決算額は３,１９９万３,１３９円の減、率にして２.７％の減となっております。

歳入では、１８５ページの国民健康保険税が２億１,３４７万２５０円で、前年度に比べ２.３％の減となっております。

歳出では、１９５ページの保険給付費が８億５,００７万３,８８９円で、前年度に比べ３.６％の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

２２５ページをお開きください。

歳入総額７億２４１万６,９１６円、歳出総額６億９,５０９万４,２３３円、実質収支額７３２万２,６８３円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は８,７７０万１,７７８円の増、率にして１４.３％の増となり、歳出決算額は９,０８４万１５９円の増、率にして１５％の増となってお

ります。

歳入では、213ページの公共下水道使用料が2億4,769万8,745円で、前年度に比べ0.8%の減となっております。

歳出では、221ページの公債費が4億708万7,414円で、前年度に比べ2.5%の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

251ページをお開きください。

歳入総額13億5,458万8,817円、歳出総額13億1,885万7,685円、実質収支額3,573万1,132円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は3,141万1,156円の増、率にして2.4%の増となり、歳出決算額は3,537万4,139円の増、率にして2.8%の増となっております。

歳入では、233ページの保険料が2億5,578万7,922円で、前年度に比べ0.3%の減となっております。

歳出では、241ページの保険給付費が11億9,148万6,045円で、前年度に比べ0.7%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

265ページをお開きください。

歳入総額1億8,592万1,517円、歳出総額1億8,480万1,580円、実質収支額111万9,937円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は421万5,422円の増、率にして2.3%の増となり、歳出決算額は405万8,857円の増、率にして2.2%の増となっております。

歳入では、259ページの後期高齢者医療保険料が1億4,283万3,971円で、前年度に比べ2.7%の増となっております。

歳出では、263ページの後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,346万3,939円で、前年度に比べ2.3%の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から、財源の年度間調整に留意をしつつ、多様な行政需要に対処してまいりたい所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、令和３年度坂町決算審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○５番（奥村富士雄議員） 令和３年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和３年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類を審査した結果、次のとおり意見を報告します。

審査は、代表監査委員である田村好孝氏及び私、奥村富士雄の２人で実施いたしました。

審査した期間は、令和４年６月２７日から８月４日まで、審査実施日数１１日間、審査の着眼点として、１、係数の確認、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについて確認を行いました。

２、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しましては、事業が予算計上目的に沿って合法的、効果的かつ経済的に執行されているか、会計事務は関係法規等に準拠して適正になされているか、財産の管理は適正に行われているかについて審査を行いました。

審査の結果、財政収支は一般会計及び各特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は予算の目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明及び報告を終わります。

お諮りします。

議案第６０号から議案第６４号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により、議長及び監査委員を除き委員の定数を１０人とする令和３年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本件は令和３年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後 3 時 0 5 分）